

占むる砂糖の價格高率なるに苦める上に今後關稅の引上に依つて價格の騰貴を餘儀なくせしめらるるが如きは本組合員等の最も苦痛と致す處に有之候加之原料昂騰の結果は往々にして粗製濫造を誘致するの因とも相成候に於ては今日辛ふじて歐米諸國の斯業に追從し得たる我邦の菓子業界は更に彼等に一籌を輸すること、相成其結果國家としても大損害を蒙る次第と存候

本組合としては實に前述の論旨よりして比較的砂糖を低廉ならしむべく砂糖關稅全廢を理想と致す者に候得ご抑も關稅賦課の眞精神が國產獎勵の大方圖に存するを信するが故に姑らく是れを忍び現行定率を左の如く改訂せられむことを惻願致候

- 一、和蘭標本色相第十一號未滿のもの 每百斤 金 二 圓
- 二、和蘭標本色相第二十一號未滿のもの 每百斤 金 三 圓 十 錢
- 三、其 他 每百斤 金 四 圓 六 十 五 錢

秘

181315

砂糖關稅改正反對陳情書



例言

本編は一部糖業者が現行砂糖關稅定率法改正に關し陳情書を關係當局に提出したるに端を發し粗糖業者側よりも改正反對の陳情書を提出したるものを蒐録したるものなり即ち順序よりすれば「現行砂糖關稅定率法改正陳情書」に對し「同改正反對陳情書」となり更に「改正反對論に對する一考察」に對し「改正反對陳情書遺補」となれり上申書の一編は臺灣總督府に提出したる答申書なれども其内容に於て賛否兩論の結末をなすものなれば茲に之を採録したり

尙改正論者は論旨を精製糖業對臺灣糖業に局限し論述したるを以て改正反對論も自然臺灣糖業を主として論述したるも反對論は廣く國產糖業全般に亘る趣旨なりとす

大正十四年十二月

大正十三年十二月

砂糖關稅改正

砂糖關稅改正反對陳情書
砂糖關稅改正陳情書補遺
上 申 書
現行砂糖關稅定率法改正陳情書(參考)
砂糖關稅改正反對論に對する一考察(參考)

目 次

目 次

- 一、砂糖關稅改正反對陳情書
- 二、砂糖關稅改正陳情書補遺
- 三、上 申 書
- 四、現行砂糖關稅定率法改正陳情書(參考)
- 五、砂糖關稅改正反對論に對する一考察(參考)

砂糖關稅改正反對陳情書

近來一部砂糖業者は現行砂糖輸入關稅定率法を不便とし、第二、第三、第四種糖を同一種別に統一し、之れを所謂中双並とし、從來の第四種糖關稅率百斤四圓廿五錢に對し、參圓拾錢以上適當に稅率を低減し、所謂中双糖の輸入を自由ならしむる希望を以て、關稅改正陳情書を提出したるやに聞及び候處、右は我國産糖業の浮沈に關する極めて重大なる問題にして、輕々に斷ずべきものに無之、下名各社は茲に反對理由を陳情せざるを得ざる場合に立到り申候。

第一 各國保護政策問題

抑も關稅政策は産業政策と關連せる重大問題なるを以て、一部當業者の區々たる利便、又は現在目前の事實のみによりて之を改變すべきものに無之、

世界各國の保護政策に鑑み内國産業の實情に照し國策的見地より之を決定すべきものごとす。歐洲大戰後各國に於ける砂糖保護政策の變化は實に驚くべきもの有之、彼の自由主義を以て傳統的國是とせる英國すら糖業保護法を以て内國甜菜糖業に對し原價以上の補助金を交付し、十ヶ年間に年産二百五十万噸五十工場の設立を理想とする破天荒の奨励を斷行したるが如き、世界産糖の四分ノ一を需用する大消費國たる米國が、僅に其二割を自給し得るに拘らず、戦後兩回に亘りて關稅引上げを實行し、以て國産糖業を保護したるが如き、露國が糖業上に共產主義を除外し糖業トラストを作りて戦前以上の産額に到達せんことを期し、既に來期は三割五分の増産を豫想せらるゝが如き、「チエツクスロヴァキア」及波蘭が内地消費及輸出糖の比例制度を設けて斯業の保護及貿易の均衡策を建てたるが如き、獨逸及「バルカン」諸邦の砂糖監理は勿論濠洲も亦外糖驅逐策によりて産糖を増加し、更に土耳其に至る

二

迄糖業奨励策を樹立し着々政策の實行に邁進するの狀眞に目覺ましきものあり。之れ糖業獨立の如何に國家的大緊要事たるかを最も雄辯に説明するものにして、近年世界産糖未曾有の大増産は即ち其結果を如實に表現したるものに外ならず。斯くて世界的大増産は二大輸出地たる玫瑰、瓜哇の兩糖をして勢ひ其販路を東洋方面に驅り投資的商策を以て我國に殺倒するは一目瞭然の事なりとす。

却說我國砂糖關稅定率法は國産糖業の保護奨励を主眼とし、自産自給を目的として制定せられたるものにして、今や我糖業は其庇護により幸に相當の發展を示し、殊に近年其發達著しく近き將來に於て其目的を貫徹し更に進んで國産糖の輸出を期待し得べき氣運に向ひ、官民擧つて一層の奮勵努力を致しつゝある今日、俄かに提案の如き改正實現せんか、忽ち其根底を覆され關稅政策の根本目的も亦破壊せらるべきは必然なり。要するに我國關稅政策並

三

に糖業の根本政策を閉却し、徒に目前の小利害に没頭し、現在よりも稅率を引下げ更に門戸を解放し一層其輸入を助長し我國糖界を外糖の蹂躪に委し、結局自滅の悲境に陥らしむべき關稅率改正は國家的見地より絶対に之を排斥すべきものなりとす。

第二 殖民政策問題

臺灣島領有以來年を閲すること僅かに三十年にして今日の發達隆昌を致たるは直接間接に甘蔗糖業の發達に負ふ所多大なるは何人も之を否定し得ざるべし。例へば糖業者が資力を盡して土地生産力の増加を謀るが如き、延長千三百哩に達する輕便鐵道を敷設して地方開發の機關たるが如き、農事改良を續行して收穫の面目を一新したるが如き、著しく臺灣民衆の富を増殖して其生活向上を來したるが如き、其外形に現はれたる結果の一端を示すに過ぎず。又北海道朝鮮の拓殖事業も歐米の例に倣ひ甜菜糖業と之れに伴ふ畜産業の奨

勵とにより將に大開發の氣運に向はんことす。即ち糖業の發展普及は土地生産力を増大し、廣く勞力の需用を喚起し移民を奨勵し文化發達を促進する等、殖民地開發に功獻すること多大にして、我國殖民政策の遂行に資する蓋し甚大なるものあり。然るに若し外糖の競争壓迫により國産糖業一朝にして破壊せられんか、殖民政策に蹉跌を來すは勿論、多數從業者の生業を奪ひ、既に投下したる巨額資金の浪費を招き、我國事業界に一大暗影を投ずる等其影響眞に寒心に堪へざるものあり。

第三 國産糖破滅の問題

我國産糖業保護奨勵の實施以來年を経ること僅かに二十有餘年に過ぎず、幸に今日の隆昌を致したるは慶賀に堪へざる所なり。然れども驟て我國産糖業の實際を觀るに主として原料の供給及其價格の關係により其生産費外糖に比し頗る割高なるを免れず、動もすれば外糖の競争壓迫に堪へざるものあり、

當業者は之れが引下げに不斷深甚の注意を怠らざりし所なりとす。大戰以來我國物價の暴騰勞銀の騰貴殊に食料品不足に因る他農作物との競争上却て年々生産費を増嵩し、尙近來臺灣にありては内地種米との對抗並に思想の變化等により、一層生産費の増加を來さんとするは最も痛苦とする所にして、加之不斷暴風雨襲來に脅威せらるゝの不安あり、幾多の不利不便と苦闘を繼續し、専心一意所期の目的達成に努力しつゝあるの實狀にあり。特に近年我國に於て漸く其端を開きたる甜菜糖業にありては、一段の不利益を免れず。我國産糖業は其現在の實狀よりするも更に進んで今一層深厚なる保護を要する頗る切なりと云ふべし。

由來玖瑪及瓜哇の兩島は天恵に富み生産條件頗る有利にして其砂糖製産費の低廉なる他の追従を許さず。加之近來原料甘蔗の改良と製糖技術の進歩により年々大增産を續け品質も亦著しく改善を來たし益々其競争力を増大し

將に東洋に來襲せんとす。現行稅率を以てするも尙我國産糖業の危殆に類すべきは識者を俟たずして明かなり。殊に交通至便なる瓜哇糖の如きは滔々たる勢ひを以て殺倒し來り、精糖原料としては勿論直接消費糖も亦漸次販路を蠶食せられ、比較的基礎薄弱なる現在國産糖業は忽ち萎靡不振の悲境に沈淪すべきは疑を容れず、糖業の前途寔に寒心に堪へざるものあり。宜しく國家は此の狀勢を洞察し、物價の趨勢並に世界的糖價の現狀に鑑み、列國保護政策の變化に照し、我國關稅制定の主義精神に稽へ、適當なる關稅引上げを斷行し、以て糖業保護を全うし速に自産自給の目的を達成し、進んで國産糖輸出の理想を實現するの政策を遂行するの必要を痛感するの時に當り、卒然として一部糖業者の關稅改正希望の陳情を見たるは甚た了解に苦む所なり。

第四 中双使用問題

精製糖原料として所謂中双糖を使用するは世界の大勢なり。現行制度は製

糖技術の進歩に伴はず、我國税制も須く大勢に順應して速かに改正を行ふべしとは一應妥當の感なきにあらざれども、右は大抵砂糖輸出國なるか又は消費の大部を輸入に仰ぐ國柄にして始めて何等の障害なく之れを實行し得べしと雖も、需用年額千二百萬擔に對し既に年産千萬擔に對する國産糖を有し、而も今漸く發達の道程にあり、保護獎勵其宜敷を得ば進んで輸出國たらんとする我國に對し、何等特別保護の途を講ぜず、漫然急速に之れを實行せんとするは無謀も亦甚しと云ふべし。

八

尙國産糖業は現行關稅法を基礎とし、二十有餘年の長きに亘り該法規保護の下に漸く今日の成果を齎し得たるに過ぎず。從て黃双着色の如き多年苦心の下に生産費を犠牲とし、一種獨特の黃双糖製造に成功して需用者の嗜好に適合せしめ、以て僅に外糖に對抗し得たるのみ。之れ生産費割高なる我國産糖業が克く外糖の競争に堪へ、列國の關稅保護に比し其二分の一乃至四分の

一低率なる現行稅率を以てして辛うじて今日の發達を見たる所以に外ならず。蓋し不自然なる黃双着色制度を廢止し一大革新を加ふることは理想として何人も異議なき所なるべしと雖も、我國黃双糖の發達の由來進歩の順序を顧慮せず、從來獲得せる實益即一擔一圓五十錢乃至二圓の格開を無視して單に世界の氣勢に反し技術の進歩に伴はずとの理由と着色廢止の美名に迷ひ一朝此制度にして改廢せられんか、我國産糖業は唯一の武器を奪はれ其根底を覆へざるに至るべし。故に假に提案の議を正當なりとするも、現在及將來の外糖の競争壓迫並に我國産糖業の現況に照らし、此制度の變更たるや必ず相當の補償を伴はざるべからず。然らずして無償に之を放棄せしめんとするは徒に百萬擔乃至二百萬擔の加工輸出糖に眩惑し、千萬擔に達せる我國産糖業の死活を顧みざるの暴論たるを免かれず。殊に原料粗惡技術未だ瓜哇玫瑰の域に達せず、容易に四種糖を製出し得ざる我國に於ては一層の痛苦を感ぜ

九

ずんはあらず、況んや着色費の如きは一擔僅に六七錢を出てざるに於てをや。

一〇

第五 原糖買付不利問題

原料糖を黄双に限定せらるゝ結果先約の危険を冒すの必要に迫られ買付上不便不利益を被むること尠ならずとの議も亦改正理由の一條なれども、右は會々戰時非常に際し世界的砂糖大不足の秋に於て各國競うて玫瑰又は瓜哇糖を先約せる場合に現はれたる一時的現象にして、今や世界の糖界安定の域に入り其弊も亦漸やく消滅を見るに至れり。近年我國に於て前年三四月の頃早くも翌年度産瓜哇糖を競うて先約するを例としたるが、本年は今日に至るも尙明年度瓜哇糖買付の聲を聞かざるは之を立證するものと云ふべし。殊に將來其販路殆ど東洋方面に局限せらるべき瓜哇糖の如きは、其販路を得るの必要上進んで黄双を製造し我國需用に應ずべしと斷ずるも敢て不當にあらずと信ず。且つ我國瓜哇糖買付の實情は投機思惑の爲め年々必要以上多額の買

過ぎを爲すを常とし、現に本年の如き三百餘萬擔の過剩買付糖を擁し寧ろ其處分に窮するの情態にして、税法改正の結果は輸入糖の範圍擴大せられ其用途も亦擴張せらるゝにより一層外糖買付の思惑を挑發するのみならず、輸入も亦不當に促進せられ我國貿易上に多大の悪結果を齎すは勿論、我糖界は之が爲め常に甚大の壓迫を受け、精粗兩糖業共に大不利益を被むり其發達進歩を阻止せらるべし。

第六 精粗兩糖競争問題

我國産糖業現在の生産設備を以てしては四種糖を生産し難く、而して同一税率の下にありては四種糖を製造するに非ざれば輸入糖に對抗し得ざるを以て、更に相當の資金を投下し其製造設備を改造せざるを得ず。而かも四種糖生産程度に改造するも五種糖生産設備に改造するも其差額僅少なるのみならず、直接消費糖として市場に賣出し得ず、而も外糖の使用に妨げられ原料糖

一一

にも亦賣込み得ざる過剰産糖處分の必要上、勢ひ我國粗糖工場を驅つて悉く五種糖（即ち耕地白糖）工場に改造せしむるに至り、資金を徒費するは勿論生糖費を増加し消費者に不利益を被むらしむるのみならず、現在に於てすら生糖過剰に苦みつゝある精製糖の販路を蠶食し、茲に臺灣白糖並に内地精糖間に有害無益なる競争を惹起し遂には両者の存立をも脅すに至るべし。

第七 結 論

要之一部糖業者の改正意見は内外原料糖の操縦を容易ならしむるを以て主たる目的とするものにして、外列國の保護政策の大勢と逆行し、内自産自給の國是に反戻し、我國産糖業の休戚を顧みざる謬見たるを免かれず。其加工輸出糖に關する多少の利便の如きは問題の輕重大小固より同日の論にあらざる、況んや原料糖の操縦は結局外糖投機思惑を旺盛ならしめ一層其弊を助長するに止まるに於てをや。之を大觀するに改正案實行の結果は得る所甚だ少

なくして失ふ所甚だ大なるのみならず、我國關稅改正の根本義に反し、國産獎勵の産業政策に悖り、殖民政策に蹉跌を招來し、徒らに斯界を紛亂裡に陥るゝ等現在の國情に適應せざる事明白に付、一部糖業者の利便を目的とする關稅改正には斷じて賛し能はざる所なり。右我國糖業の現狀に鑑み陳情仕候間何卒宜敷御裁量奉仰候也

大正十四年十月 日

- | | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 臺東製糖株式會社 | 安 | 場 | 末 | 喜 |
| 取締役社長 | | | | |
| 明治製糖株式會社 | 相 | 馬 | 半 | 治 |
| 取締役社長 | | | | |
| 南洋興發株式會社 | 松 | 江 | 春 | 次 |
| 專務取締役 | | | | |
| 新高製糖株式會社 | 淺 | 田 | 知 | 定 |
| 常務取締役 | | | | |

新竹製糖株式會社	赤司初太郎
取締役社長	
帝國製糖株式會社	方正熊
專務取締役社長	
新興製糖株式會社	川昌次
取締役社長	
林本源製糖株式會社	川昌次
取締役社長	
臺南製糖株式會社	木梅四郎
取締役社長	
東洋製糖株式會社	成喬六
取締役社長	
沙轆製糖株式會社	智直道
代	

砂糖輸入關稅改正反對陳情書補遺

緒論

一部糖業者は砂糖關稅改正反對陳情書の反對論旨は要するに砂糖關稅の撤廢乃至輕減に關するものにして、曩に一部糖業者が主張せる現行關稅保護の程度の維持存續を前提となせる關稅改正に對するものに非ず(中略)其の理由書中に掲げられし事項には多く誤謬あり、誤謬なくとも事實に背反し或は事實を誇張し事の真相をして誤解せしむる憂あり云々」と論述せり。

改正論者は果して改正反對陳情書を精讀したるや否やを疑はざるを得ず。反對論として何處に撤廢を理由としたる論述ありや。砂糖關稅撤廢は勿論我國將來の理想たるべきも、我國産糖業の現狀に照らし近き將來に鑑み如何なる無謀の士と雖も俄かに之を主張し得ざるは當然にして、改正反

對論として撤廢を根基として立論するの必要は毫も之を認めず。

然れども改正論者が輕減を策したるものにあらず、現行關稅保護の程度の維持存續を前提となせるものなりといふに至りては、喘着曲解も亦甚だしといふべし。論者の提案は現行砂糖關稅定率法中第二種糖（稅率百斤三圓十錢）第三種糖（稅率百斤三圓三十五錢）第四種糖（稅率百斤四圓二十五錢）を同一種別に統一して之を三圓十錢程度の稅率を賦課し所謂中双糖（色相和蘭標本廿一號迄）の輸出入を自由ならしむべしと主張せるものにあらずや。即ち現行砂糖關稅定率法を無造作に變更し、國產糖業保護に最も重大なる關係を有し其の死活を制すべき重要な稅率の一部を輕減し、加之從來其輸出入自由ならず、隨つて國產糖業保護の目的を確保せる現行法の妙用を消滅せしめんとするものにあらずして何ぞや。一朝提案の如き改正實現せんか、我國產糖業の蒙るべき打擊眞に寒心に堪へざるものあり。

是れ砂糖關稅改正反對陳情書を提出して其不當を訴へ極力其改正に反對する所以なり。

第一 各國保護政策問題

改正論者は世界產糖の未曾有の大増産は實に保護政策の結果にあらずして歐洲の回復と糖價の昂騰とに起因するものなりと論述せり。

然れども歐米諸國が特種食料品として砂糖に對し保護政策を採れるは顯著なる事實にして、之れを歴史に徴し毫も疑を挾むの餘地なし。殊に歐洲大戰中長時日に亘りて各國に現はれたる砂糖饑饉は如何に國民を困憊せしめ如何に其戰鬪力を阻害滅殺したるか吾人の耳朶に新たなる所にして、此の苦き經驗と高價なる犠牲とは戦後に至り期せずして各國を驅りて極端なる保護政策に走らしめ、外糖に高率なる關稅を課して國產糖業を保護するは勿論特に重厚なる保護獎勵を加ふる等、競うて糖業の獨立を策せしむ

るに至れり。試みに主要諸國に於ける戦前並に現行砂糖輸入關稅率を比較對照すれば實に左の如し

國名	標 準	戦前關稅率	現行關稅率
英 國	糖度九六度以上九七度未満	每ハンドレットウェイト一斤七錢五分	全一磅二志十一斤九錢
佛 國	糖度九八度以上	每百基三〇法五(附加稅共)	全六九法五(附加稅共)
露 國	同 上	每百斤七圓八錢	全六十八圓十四錢
米 國	糖度九六度	每ポンド一圓四十七錢五分	全二圓三十七錢
印 度	和蘭標準十五號以下	每百斤三圓一錢	全二圓九十三錢
獨 逸	精 糖	每百斤十一圓四十七錢	全四圓〇〇馬
濠 洲	甘 蔗	每百斤三圓四十六錢	全五圓三十九錢

加奈陀 和蘭標準每百ポント五二仙全一弗三一仙五
 十六號以上每百斤一圓卅八錢全三圓五十一錢

之れ改正論者が世界産糖の増加は各國保護政策の結果にあらずと斷じ種々牽強附會の解釋を試みたる論議を覆すに足るものとす。況や論者は一面に保護の事實を認めながら其保護は増産を目的とするものにあらずと、最近の世界的増産は保護の結果にあらざる事、及び各國關稅率の高率なるに對し本邦には高率なる消費稅の存するありて、國民負擔の輕からざる事の二點を挙げ、強いて各國の保護政策を輕視し且つ之を本邦に對照引用するは論據を誤るものとせり。

然れども論者の

- (一) 各國の保護は増産を目的とせずと斷ずるは暴論にして、前掲戦前並に現行關稅率比較により其曲解なること明白なり。
- (二) 消費稅は一國財政の必要上内外砂糖に等しく課稅するものなるが故に、

保護厚薄の比較たらざるや言を俟たず。殊に高率なる砂糖消費税の賦課は恰も我國に限られたるが如き口吻を用ゆるも、砂糖消費税の現存する主要各國は左の如くにして税率も亦甚だ高率なり。

國名	標準	單位	消費税率
英國	糖度九六度以上九七度	每ハンドレットウエイト百斤	十七圓〇五錢
奧國	甜菜及甘蔗糖	每百斤	三十六圓九十錢
和蘭	糖度九八度以上	每百斤	二十二圓八十五錢
佛國	原料糖	每百斤	十一圓六十一錢
獨逸	甜菜及甘蔗糖	每百斤	七圓二十一馬克

尙改正論者は玫瑰瓜哇兩島の如き何等特別の保護なきに係らず、戦前に比

し約倍額の増産を來したる事實を捕へ、世界産糖の増收は各國保護政策の結果にあらすこの證左とせり。

惟ふに論者は國家産業保護の意味を解せざる結果前述の主張を敢てするものなるべし。由來玫瑰瓜哇兩島は頗る天恵に富み、砂糖生産費の低廉なる世界の双壁たり。瓜哇糖は多大の經費と二百年來苦心經營の結果今日の盛況を致し、殊に玫瑰の如きは寧ろ天産物に近かしと稱せらる。其寸毫の保護を要せずして自然的に年々異數の増産を見るは固より其の所たり。之れ等産額豊富競争力絶大なる兩糖に對抗して苟も我國産糖業の獨立を謀り自産自給の域に到達せんことを、更らに一層の保護獎勵の策を講ぜずんば焉んぞ其目的を達成し得べけんや。

第二 殖民政策問題

改正論者は曩に陳情せる砂糖關稅改正は保護的現狀に何等の變化を來たさ

しむるものにあらず、從て殖民政策と背馳する點は寸毫もなし

二三

と輕々に論斷すれども、緒論に於て論述せるが如く、改正案は名實共明かに現行關稅定率法に重大なる變更を加へ、主要なる一部砂糖の稅率を輕減し中双糖の輸出入を自由とし、且つ直接消費糖竝に原料糖に共通使用可能ならしむる以上、國產糖業の大打撃を被むるべきは當然にして、遂には之れが破滅を招來すべきは疑を容れず。隨て現行關稅法の保護と官民の努力とにより今日の發達を見たる國內糖業は漸次衰微を來たし、生産條件最も不利なるものより順次滅亡に歸するは必然にして、其結果我國殖民政策遂行上大蹉跌を來たすべきこと論を俟たず。現に改正論者は第三、瓜哇及臺灣粗糖生産費は兩者格段の相違なしと題する項に於て、「近年臺灣の全工場平均生産費が割合に嵩みたるは、生産比較的小額にて、其生産費甚しく不廉なる一部が介在するに由るものにして、早晚内地種米の侵入又は其の他

の事情により夫等の上に自然淘汰行はるべしとせば、臺灣糖の全平均生産費は今日より低下すべく云々」と論述し、内地種米との對抗竝に他農作物との競争のみを以てして臺灣糖業は甚たしき苦境に陥り自然淘汰行はるべしと論斷したるにあらずや。現在斯の如き苦境に沈淪する臺灣糖業が論者提案の如き改正に會せんか、忽ち覆滅を來たすや自から明白にして隨て我殖民政策に大影響を及し、其政策遂行に大蹉跌を來たすべきは識者を俟たずして明かなり。

第三 生産費問題

改正論者は臺灣分蜜糖生産費と瓜哇糖生産費とを比較對照し、兩者生産費の差違は改正反對論者の主張するが如く著敷ものにあらず、現行關稅率三圓拾錢程度を維持せば糖種を變更し且つ其輸出入を自由に開放するも國產糖業に影響なし

二三

と論述せり。元來正確なる砂糖生産費を捕捉するの困難なるは周知の事實なり。仮りに改正論者の掲ぐる數字を正確に近かきとするも、世界大戰以來各國百般の事情は著しく變化を遂げ、殊に我國の如き其激變寔に驚嘆に價するものあるに拘らず、此等事情の變化を看過し、單に過去十四五年來の數字を羅列し、瓜哇糖と臺灣糖と生産費の懸隔は改正反對論者の主張するが如く著しきものにあらず、現行關稅率三圓拾錢程度を維持せば糖種を變更し、輸出入を自由ならしむるも尙國産糖業に影響なしと輕斷したり。然れども大戰開始以來今日に至る迄我國物價騰貴の趨勢其他一般經濟界及び社會事情の變遷並に其將來の安定点を度外し、何等の考慮を加へざる單純なる數字上の比較は殆んど意味を爲さざるのみならず、之を基根とせる論斷は頗る不當の結果を齎すべし。抑々我國物價は大正六年頃より漸騰の一路を辿り、其後昂騰に次ぐに暴騰を以てし、官民舉つて之が引下げに腐

心し百方其手段を講じたるにも係らず、能く其目的を達するを得ず、今や殆んど其方策盡きたるものゝ如く、現在に於て平均物價指數二百二十内外（戦前を百とす）を示して漸く安定したるの觀あり。即ち我國は現在世界の最高物價國たるのみならず、將來に於ても亦此趨勢を持續すべしと認むるも敢て不當なりといふべからず。然れば漫然過去の數字的比較を基礎とし、國家の大策を無造作に決定するの頗る危險なるは論を俟たざる所なりとす。故に強いて數字的比較を論據となさんとせば、宜しく近年の我國物價の趨勢並に經濟事情に近似せる大正六年（一九一七年）以後今日に至る迄の彼我生産費を對照して比較の基礎とせば稍々其危險を避くるを得べく、且つ我邦の砂糖輸入關稅制定主義たる從價換算の從量主義にも亦合致すべし。茲に大正六年（一九一七年）より大正十三年（一九二四年）に至る彼我平均生産費（兩糖共内地庫入迄）を示せば

瓜哇中双利百斤平均生産費 八圓廿六錢

臺灣糖和百斤平均生産費 十二圓九十三錢

にして其差額實に和百斤に付金四圓六十七錢に相當し、而かも瓜哇糖生産費は品質優良なる中双糖の平均生産費を取り、臺灣糖生産費は糖度低く品質不良生産費低廉なる二、三番糖（第一種糖）五拾萬擔及糖度低き三温車糖（第二種糖）五十萬擔を含みたる臺灣産分蜜糖全部の總平均なるを以て實際上に於ては右數字以上の懸隔あるものにして、改正論者の唱ふるが如く其差額僅少なるものにはあらざるなり。由之觀是ば現行關稅定率法を以てするも國産糖の瓜哇糖に對抗するの如何に困難なるかを知らるに足るべし。尙世人往々關稅保護の程度は彼我生産費の差額を以て足れりと論ずれども、是れ皮相の見解たるを免かれず。殊に世界的商品たる砂糖に於て然りとなす。即ち物價の基準は最底生産費の決する所たるは經濟上の原則な

れども、相場は活物にして變動常なく、時に需給の關係其他經濟上の事情により市場相場にして生産費を割ること珍しからず。之を最近の例に徴するに大正九年（一九二〇年）玖瑪糖の生産費百ポンド八弗五十二仙なるに同年十二月に於て一弗八一仙の安値を現はし、瓜哇中双糖の生産費一擔九盾七十八仙なるに七月中八盾七十五仙の安値を唱へたるが如き、又最近に於ては玖瑪糖の生産費大略二弗五六十仙なるに本年十一月一弗九十五仙の安値に陥り瓜哇中双糖の生産費八盾内外なるに七盾五十仙の相場に低落したるが如き即ち然りとなす。而かも外糖は最低相場の出現を狙ひて之れを買付くるを常とするのみならず、普通商人に至りては彼我市價を比較對照し、精細なる採算の下に輸入を斷行し、現實に之れを市場に散布するものにして往々我國市場相場を悪化せしむること多し。現に本年八月に於て瓜哇黄双を輸入し之れを直接消費糖として市場に散布し、臺灣分蜜糖相場を

極端に悪化せしめたるが如き其實例なりとす。單に生産費の差額に等じき關稅率を賦課して保護を完うせりと看做すが如きは思はざるの甚しきものとす。況んや臺灣産糖の如く將來益々其生産費嵩増の傾向を免かれざるものに於てをや。

改正論者は近年臺灣分蜜糖平均生産費が嵩増せるは産額比較的少額にして其生産費甚しく不廉なる一部が介在するによる

と論述せるは、改正論者たる某社が會々臺灣に於て其面積廣大に自然條件最も有利なる原料採取區域に占據し、加之精製糖兼營業者として臺灣粗糖生産費計算法に自己獨特の整理法を用ひ、法外に低廉なる生産費を計上して臺灣糖生産費の低廉なるべきを誇大に吹聴し、以て同業者殊に生産條件比較的不利益なる同業者の主張を犠牲に供せんとするに外ならず。臺灣糖各社生産費か原料採取區域自然條件の如何により劃一なるを得ざるは當

然なるも、論者の高調するが如く産額比較的少額にして其生産費甚しく不廉なる一部の介在によりてのみ平均生産費今日の嵩増を致したるにあらず。他農作物との對抗上原料甘蔗の買收價格年々昂騰したると、我國一般物價騰貴の結果臺灣糖全般の生産費を著しく膨大し、其平均生産費の嵩増を餘儀なくせられたるのみ。生産費不廉なる少數一部の介在の如き以て臺灣糖総平均生産費を動かすに足らざるなり。

早晚内地種米の侵入又は其他の事情により夫等の上に自然淘汰行はるべしとせば、臺灣糖の全平均生産費は今日よりも低下すべく、遠からずして外糖との競争一層容易なるべし

といふに至りては、論者は我國産糖業の休戚を顧みざるは勿論、國産奨励の重要政策を無視し、貿易の逆潮正價流出増長の大損害を看過し、他同業者を犠牲とするも、只管自己主張の貫徹を期し自己の存立繁榮にして持

續せられんか、寧ろ他同業者の破滅を歡ぶやの感あり。某社の爲め甚だ遺憾とする所なり。

三〇

第四 臺灣糖業發達問題

改正論者は斯の内地種米の脅威は關稅の保護を俟つて緩和すべきものにあらず各自の考究を以て解決すべき性質のものと思はず（中略）臺灣に於ける内地種米は遂に甘蔗の對抗作物として最も注目せらるゝ所となりたるものにして、之が爲め水田の甘蔗園は漸次其面積を狭めらるゝ虞あるが如きも、畢竟其脅威を受くるは臺灣の全蔗園中極めて小部の地域に過ぎずして全般に亘る問題に非らざるなり

と論述せり。内地種米の脅威は關稅の保護を俟つて緩和すべきものにあらず、各自の考究工夫を以て解決すべき性質のものなりとは寔に改正論者の言の如し。臺灣に於ける糖業者は其創始以來他農作物殊に米作對抗策の研

究竝に生産費の節約等に關し不斷の努力を傾注したる所にして、農事方面にありては甘蔗品種の改良淘汰、土地の改良、耕地整理の實施、灌溉排水設備の完成、適肥の研究、施肥量の増加、耕作方法の指導改善、植付時期の研究。技術方面にありては機械の改良、新式機械の採擇、能率の増進、歩留の昂上、製糖技術の進歩等萬般に亘りて其改良進歩に不斷絶大の努力と注意とを拂ひつゝあるは改正論者と雖も之れを承認する所なるべし。幸に製糖技術方面に於ては比較的短時日間に進歩改善の實績顯著なるものありと雖も、農業方面即ち原料の供給殊に其價格に干りては尙他に誇るに足るの實績を擧げ得ざるを遺憾とす。之れ改正論者が 我國が蘭領印度に於けるが如く稻園と蔗園とを國家の力にて分割するならいざ知らず、米作か甘蔗か之を撰ぶは農民の自由に任せる今日米作の對抗地に於て甘蔗栽培を試むる事は高率の關稅引上げを斷行するにあらざれば到底所期の目的を達

三一

すること能はざるべし
 と論述するに徴しても明なる所なり。然れども原料即甘蔗の供給にありては農業方面に於ける諸施設効果の發揮と相俟つて近年に至り其進歩特に著しきものあり。即大正六七年に於ける一甲歩甘蔗平均收穫斤量僅かに四萬斤乃至四萬五千斤に過ぎざりしもの、近年に至り七萬斤乃至七萬四五千斤に達し、年々約五千斤乃至一萬斤の累進的の増收を續け、臺灣分蜜糖生産高に於ても大正六、七年に於て五百萬俵に満たざりしもの、近年に至り八百萬俵を突破するの實績を示し、將來益々其産額を増大するの機運に到達し大に囑望に價するものあるに至れり。要之臺灣糖業は今漸く發達の道程にありといふべく、官民舉つて一層の奮闘努力を致し、諸施設の効果一段の發揚を見んか、對米作問題の如き關稅の保護を俟たずして自然に解決せられ自産自給の目的を達成し、尙保護獎勵其の宜敷を得ば進んで輸出國たるべし

しといふ所以なり。然れども改正論者が

内地種米の脅威を受くるは臺灣全蔗園中極めて小部の地域に過ぎずして全般に亘る問題に非らざるなり。

と論述して、臺灣糖業者が過去及現在に於て最も苦楚を嘗むる對米作問題を極めて小問題なりとし、殆んど之を念頭に置くの價値なきが如き論評を試みたるは事實を誤るの甚しきものなり。

田植付蔗園面積の全島蔗園面積に對し甚だ重要なるの事實は左表により明に之れを察知するを得べし。

年 度	全島蔗園面積	田植付蔗園面積	全蔗園ニ對スル田植付蔗園面積ノ割合
大正十年期	一一九、七二六甲	三九、四五四甲	三三%
大正十一年期	一四一、三三〇甲	四五、一〇〇甲	三一%
大正十二年期	一一六、〇二〇甲	三二、四五九甲	三三%

之を甘蔗收穫斤量を以て對照すれば

年 度	甘蔗收穫總斤量	田植付甘蔗收穫斤量	割 合
大正十年期	四、九二八、八九二、九一〇斤	一、六三三、二一七、二二八斤	三三%一
大正十一年期	六、七二八、一一三、八八九	二、四二四、四二七、六四五	三六%
大正十二年期	六、六二二、五二二、〇四八	二、一一四、九〇四、二〇一	三二%

右表數字の明示するが如く田蔗園面積は臺灣全島蔗園總積の三割一分乃至三割三分を占め、其收穫斤量に於て三割二分乃至三割六分を算し、田植付面積が如何に重大なる歩武を占むるやは説明を用ひずして明かなり。

尙論者は内地種米の普及發展のみを臺灣蔗作の脅威と解するが如きも、在來種米も亦糖業創始以來等しく多大の脅威を持續し、殊に我國に於て米價騰貴の年柄に於ては蔗作は之れが爲め名狀すべからざる脅威を受け、原料甘蔗買入代金の値上げ植付獎勵金の引上げ等手段を盡して其の植付を勧誘

するも、尙植付甲數の激減を免がれ能はざりし所なりとす。

之れ米價の騰貴は一般他農作物殊に切乾藪の市價を騰貴せしめ、大に畑植付蔗園面積をも脅威するを以てなり。在來種米及切乾藪相場の高低が蔗作面積並に原料代及原料諸費に及ぼす影響如何は左表により明かなるべし

年 次	在來種米 一石相場	切乾藪 百斤相場	全島新式製糖 場蔗作面積	原料代及 原料諸費
大正四年	七、七八	一、三四	九八、三二〇	四、一三八
大正五年	九、一五	一、八九	一〇九、七〇〇	四、一九〇
大正六年	一三、四〇	二、九六	一二三、八二〇	五、一七〇
大正七年	二〇、一四	四、二〇	一〇〇、七八四	六、八二九
大正八年	二六、八六	三、七八	九四、一九八	一一、四四四
大正九年	二二、五一	三、八五	一〇七、九六七	一〇、五九五
大正十年	一七、七七	三、五九	一三〇、六二七	八、四一五

大正十一年	一四、八七	二、九七	一〇九、五二八	七、二七二
大正十二年	一七、六七	三、三八	一一〇、八二一	未詳
大正十三年	二〇、二〇	三、七〇	一一五、九五〇	未詳
大正十四年	未詳	未詳	一二二、二二五	未詳

三六

随つて近年米價騰貴殊に甚しきに當り、其收穫に於て在來種米に比し約二割を増收し、其價格に於て五、六割高を持続する内地種米の普及發展が、將來如何に慘酷に臺灣蔗作を脅威し、之れが對抗上必然的に臺灣糖生産費を累増せしむるかは想像に餘りあるべし。

改正論者は尙

今日已に我國産糖自産自給の空想たる事は自ら明白なるにあらずや、如此行詰まれる臺灣糖業に關稅保護の程度を増加するが如きは全く意義をなさざる所なり

と論述し、殊更に如此行詰まれる臺灣糖業者云々と臺灣糖業の爲すなきを誇大に非難せるも、是又事實を曲げて臺灣糖業の不利を高調したるに過ぎず。抑臺灣糖業は其創始以來年を経ること僅かに三十年に滿たず、故に其由來する所頗る遠く天恵に富むの外多大の經費と二百年來苦心經營の成果たる今日の瓜哇糖業とは無條件に之れを比較すべくもあらず。殊に農業上の改良進歩に於て然りとなす。然れども臺灣糖業は官民擧つて奮勵努力の結果近年著しく發達の實績を示し、近き將來に於て自産自給の目的を達成するの機運に向ひたるは何人も之れを否定し得ざるべし。

即ち原料甘蔗の收穫に於ては左表に示すが如く、甲當收量八、九年前に比し現今約倍額に達し、而かも年々一甲歩平均五千斤乃至一萬斤の累増の好成績を持続せり。

年 次

甲當平均甘蔗收量

三七

尙砂糖産額を示せば（新式製糖工場）左の如し

年次	産糖高
大正六年	四四、二八五斤
大正七年	四五、六一二
大正八年	四〇、七六四
大正九年	三九、四〇〇
大正十年	四六、三六九
大正十一年	五七、五九三
大正十二年	六六、一四九
大正十三年	七〇、四七五
大正十四年	(豫想) 七四、一四三

大正八年	三、五一七、〇一五
大正九年	四、〇〇七、四三一
大正十年	五、七三六、五二九
大正十一年	五、七九六、五三七
大正十二年	七、三四八、三二七
大正十三年	七、七六八、七四一
大正十四年	(豫想) 八、一〇六、六〇四

又之を製糖能力増加の趨勢に就て論ぜんか、臺灣にありては前記の如く一甲歩當り甘蔗收穫の累増は、年々原料甘蔗の供給を豊富ならしめ、從來の製糖能力に大不足を來たし、工場に種々改良工夫を凝らし極端なる能力發揮を試みたるも及ばず、遂に能力増加、工場建設の必要に迫られ逐次之を斷行するに至れり。即大正六年に於て工場數三十五製糖能力合計二萬七千

六十屯なりしもの、大正十四年に於ては工場敷四十五、製糖能力三萬六千五百五十屯を算し、工場敷に於て十、能力に於て實に約九千百屯の激増を見るに至れり。

四〇

然れども之を瓜哇に於ける收穫一町當り平均十六、七萬斤其年産糖高三千六、七百萬擔に比すれば未だ相去ること遠きも、前記農業方面の改良發達持續せられ累年收穫率遞増せんか、遂には瓜哇の收穫率に追従することを得べきを疑はず。若し夫れ今日の倍額の收穫を擧ぐるに毛らんか、植付面積を増加せずして臺灣島のみにて千六百萬擔（約百萬屯）の産糖額に到達すべく、而かも此豫想は決して一片の空想にあらざるは從來の成績に徴しても明かなりとす。其他北海道朝鮮等の甜菜等の發達或は沖繩縣甘蔗糖の發展等囑望に足るものあり。現に新領サイパン島に於ては既に約二十萬擔の産糖を出し、四、五年にして五六、十萬擔の産額に達せしむべき計畫成

り其實行に着手したるにあらざるや。改正論者が我國産糖業は已に行詰状態に達し自産自給の空想たる事自から明白なるにあらざるやと極論するも、其論據は全然事實を無視したるものにして論述の不當なること明白なり。

第五 關稅改正と臺灣糖業問題

改正論者は分蜜糖は二種三種四種糖を包含せる一品種の砂糖なるを以て其生産費同一なり

と論述せり。果して然りとせば色相及糖度二種糖に比し遙かに優良なる瓜哇三種及四種糖は國産分蜜糖に對し大敵たるべく、現行關稅率第四種百斤四圓貳拾五錢を以てするも尙其保護を全ふすること不可能なるは明白にして、之が輸入を自由ならしめんとせば、宜しく關稅を引上げ以て國産糖業の完全なる保護を期するを要と云はざるべからず。

尙改正論者は又商品として之に特殊の操作を加へざる限り、一番糖と名付

くる一個の銘柄なるを以て、其値段は二種三種と差別すること能はず、従つて三種四種糖の税率を現行二種税率三圓拾錢附近に改正するも臺灣分蜜糖保護の程度には何等變動あることなし

四二

ご論述するも、四種糖輸入自由なるに至れば臺灣糖の銘柄も亦變化せざるを得ず。品質優良糖度高き四種糖は自然製造費を増加するを免かれず。殊に結晶粒を粗大ならしむれば一層生産費を増加するは勿論にして不利益を被むるは明かなり。之に加ふるに四種糖輸入にして改正論者提案の如く減税を伴はんか、精製糖業は何を苦んで二種臺灣分蜜糖を原料に使用するの愚を學んや。必ず優良有利なる輸入四種糖を其原料に供すべく、之が爲め輸出不可能なる臺灣糖は茲に多大の過剰を生じ、必ず市價の低落を演じ常に悲境に沈淪するに至るべし。即事實上保護の程度に大變動を來たすの結果を招致すべし。

改正論者は今日臺灣各製糖工場に於ては自然に色相の宜しきもの、即ち中双同等品又は其以上の製品を製造し得こ

獨斷するも、是れ事實を誣ゆるものにして現在の臺灣粗糖工場設備にては、一般に三種糖（和蘭標本十八、九號迄）の製品は之れを容易に製造し得べきも、四種糖（和蘭標本廿一號）の優良品は工場に特別装置を添加するにあらざれば製造困難なるのみならず、我國原料甘蔗は一般に含糖分尠なく（臺灣に於て歩留平均僅かに七、八分に止まる工場あり内地に於ては更に下つて七分に達せざるものあり）其調製も亦粗悪なるを普通とするを以て、優良なる二種糖の製出さへ甚だ困難なるものあり。随つて此等の事實を無視せる論者の主張は之れを批判するの價値なし。

改正論者は臺灣糖業は單に着色の事を以て現行關稅法の下に外糖に對し一圓五十錢内外の格差即ち特殊利益を享受すこ。

四三

是又事實を曲ぐるものにして臺灣分蜜糖は單に着色の一事に止まらず、廿有餘年の苦心經驗により成功したる一種獨特の黃双糖にして、其結晶糖度並に色彩光澤等に於て外糖を凌駕し、自然格差を生じ以て事實上の収益を納め、國産糖業が生産費割高なるにも係らず、其存立を全うし今日の隆昌繁盛を致し得たるのみ。其黃双糖としての品質の良否に至りては兩者實物を對照せば一目瞭然たり。斯の如く臺灣分蜜糖に取り關稅同様の作用を營み以て僅かに外糖に對抗し得せしめたる唯一の武器を剝奪せんごせば、必ず相當の補償を伴うにあらざれば國産糖業は忽ち其根柢を覆され遂に破滅に陥るべきは必然なりとす。

改正論者は假令關稅を改正して中双糖を輸入するも現行消費稅を其儘とする時は臺灣糖業者は依然として色相第二種糖を製造供給し以て從來通り其實益を享有し得べし。

ご主張す。之れ改正論者が曩に提出せる關稅改正陳情書中現行砂糖關稅定率法改正の主たる理由として黃双着色は世界糖業の大勢に反し、我國製糖技術の進歩に伴はず、我國稅制も須らく大勢に順應して速かに改正を行ふべしとの着色廢止論ご全然矛盾せる議論たるのみならず、輸入糖は之を無着色とし國內産糖は黃双即ち着色糖を其儘存置するの主張を敢てするものにして自己撞着も亦甚しといふべし。惟ふに改正論者は自己主張が砂糖關稅の徹廢乃至輕減に關するものにあらずして、現行關稅保護の程度の維持存續を前提ごせる關稅改正案なりとの議を強いて維持擁護するご同時に、改正反對論を緩和せんが爲め不得止此矛盾を敢てしたるものなるべく、改正論者主張の我國現狀に對し不適合なるを自ら立證するものといふべし。改正論者は臺灣の製糖技術を以てすれば、無着色臺灣分蜜糖の中双に於けるは、猶今日着色臺灣分蜜糖の着色黃双に於けるが如く、其値段に於ても相當

の格差を保つべし

四六

と獨斷せり。假りに百歩を譲りて中双製造は工程に何等の變化を來たす事なく、單に着色操作のみを省かば足るものにして現在の設備に何等の改變を加ふるの要なしとの改正論者の主張を承認し、臺灣粗糖工場に於ても容易に四種糖を製造し得と假定するも、其値段に於て相當の格差を保つべしと論斷するは果して如何なる理由と根據とに基くものなるや。現在臺灣分蜜糖の瓜哇黃双に比し格差を保つ所以のものは、前述の如く臺灣分蜜糖が其結晶糖度及光澤等に於て遙かに瓜哇黃双に卓越し、需要者の嗜好に適合したる結果に外ならず。四種糖の如く既に其色相及糖度光澤に於て精製糖の壘を摩するの優良品に對しては、臺灣糖は寧ろ反對に格差を附せらるべきやを恐る。殊に現在臺灣分蜜糖が其結晶粒を粗大ならしむるは其糖度を高め色彩を良好ならしむるの点に存す。

然るに我國に於ては一般家庭用としては却て結晶粒の細小なるを使用し易しとなし、之を歓迎するの風あり。四種糖關稅低下の曉に於ては瓜哇中双糖の我國一般需要者の嗜好に投じ急速に其使用量を増加すべきは必然にして、之れに對抗する臺灣中双糖は可成色相を瓜哇四種糖に追隨するに努め、一方結晶光澤共之れに近似するものを製造せざるべからず。従つて現在臺灣分蜜糖の有する特色の如きは全然之れを減却せざるを得ず。焉んぞ其値段に於て相當の格差を保つを得べけんや。

第六 關稅改正と外糖輸入問題

改正論者は關稅改正の結果中双が自由に輸入せらるゝも、投機市場を擴大し我國精粗兩糖業に多大の悪影響を齎らす事なし。

と論斷し、臺灣分蜜糖の領域を犯すや否やの点を考察するに、便宜上問題を二別し、(イ)中双が直接消費糖となる場合(ロ)中双が精糖原料となる

四七

場合に分てるを以て此の二問を各別に批判すべし。

四八

イ、先づ中双が直接消費糖として使用せらるゝ事なく、従て臺灣粗糖に影響を及ぼる根本理由は消費税の上に存す（中略）、即ち中双は課税金不定なるを以て保税相場（消費税を含まざる相場）にて市中取引の目的をならざるべし。

改正論者が中双は保税相場にて市中取引の目的とならず、其結果纏りたる數量の取引不可能なりといふは恐らく事實の誤解に基くものなるべし。何となれば現在我國に於て國産分蜜糖にして納税取引（消費税を含またる相場）たるもの多數を算す、即ち臺灣島内消費分蜜糖約二十萬擔、沖繩縣下産分蜜糖三十萬乃至三十五萬擔、並にサイパン島産分蜜糖約二十萬擔は何れも皆な納税取引にして、國産^含蜜糖全部年額百十餘萬擔も亦悉く納税取引たり。即納税取引にても纏りたる數量が圓滑に取引せら

るゝを知るべし。

尙改正論者は即ち中双は分蜜に比し消費税に於て二圓乃至三圓の高率にあり、其上三圓十錢（改正豫想率）の關稅保護を受くべきを以て、假りに中双が臺灣分蜜糖に對して格差を免かるゝとするも、其値段は税金のみにて一擔に付五圓十錢乃至六圓十錢方の上鞞にあるべし、品質同一にして單に色相に輕微なる差ありといふ理由のみによりて、中双が臺灣分蜜より五圓十錢、又は六圓十錢も高價なりといふ事は相場上あるべからざる事なり。此の點に於て中双は臺灣分蜜糖と直接消費の上に競争し得ざるは實に明白なりといふべし

と論述し、消費税に二圓乃至三圓の差違存する以上、中双は臺灣分蜜糖と直接消費の上に角逐不可能なるを力説するも、是又誤謬の甚しきものとす。何となれば現行法に於て第三種糖たるの瓜哇中双は關稅和百斤三

四九

圓三十五錢にして、之に消費税の差二圓を加ふれば五圓三十五錢の課税を負擔し、第四種糖たる瓜哇中双は關稅和百斤四圓廿五錢にして、之に消費税の差三圓を加ふれば七圓二十五錢の課税負擔となるも、關稅改正の曉に於ては、前者は五圓十錢後者は六圓十錢の負擔となり、結局前者に於て一擔二十五錢、後者に於ては實に一圓十五錢の輕減を受くる事となるべし。況んや中双糖は前述の如く其品質頗る優良にして糖度高く色相光澤等克く臺灣分蜜糖の及ぶべくもあらず、國民の嗜好に投ずべきや必然なり。加之瓜哇糖一擔は和百斤に比し約三ポンドの入目を有し採算上頗る有利なるものあり。我國直接消費市場に浸入し裕に分蜜糖と競争して勝を制するの容易たるべきや明なりとす。之を實例に就き説明すれば十一月中八盾にて買付たる瓜哇中双は内地庫入迄の費を加ふるも邦貨約八圓八十五錢に過ぎず、之れに論者の改正希望稅率三圓十錢を加ふ

るも尙十二圓に上らず。然るに東京市場十一月限分蜜糖は十五圓二十錢（大正十四年十一月十三日）なるを以て、即ち約三圓二十錢の値開きを有す。然るに三種中双（和蘭標本十八號）に七圓の消費税を加算すれば一擔十九圓となり、四種中双（和蘭標本廿一號）に八圓の消費税を加算すれば二十圓となり、分蜜糖に五圓の消費税を加算すれば二十圓二十錢となる。即容易に我國直接消費市場に浸入し裕に輸贏を争ひ得ることを知るべし。尙右は現在爲替率百四盾を基礎として算出したるも、爲替率恢復して平價即百二十三、四盾たりとせんか、三種中双は一擔約十七圓七十錢四種中双は十八圓七十錢にて我國直接消費市場に出現し得べく、現在臺灣分蜜新糖二、三月渡は十三圓三、四十錢なるを以て、之に消費税五圓を加算したる十八圓三、四十錢に對し、三種中双は一擔六、七十錢の利益を獲得し得べく、臺灣分蜜にして僅に三、四十錢騰貴すれば品

質入目を度外するも四種中双も亦競争圏内に浸入し得べし。即改正案の國産糖業に取り頗る危険にして其實現は國産糖業の致命的大打撃たるを知るべし。

五二

ロ、中双が精糖原料として臺灣分蜜糖の領域を犯さざる理由として、精糖會社が自家兼營の分蜜糖を有利なる直接消費をなさず、不利益を忍びて原料糖となし外糖の輸入を制限するは砂糖需給調節を計りて分蜜市場の安定を保ち、惹ひて精糖値段を支持せんとする自己擁護に外ならず、故に黄双に代りて中双が輸入せらるゝに到りても其事情には何等變りなく依然分蜜糖は原料として使用せられ現在分蜜原料糖の數字上の領域を犯す如き事なし。

近年精粗兼營會社が多數の自産分蜜粗糖を精糖原料に供せるは事實なり。然れども之れを既往の事實に徴するに我國砂糖の需要未だ旺盛ならず、比較的少數の臺灣産糖も稍もすれば我國直接消費需要数を超過したる時期にありては過剩糖は必ず精糖原料として之れを精製糖業者に賣込むを餘儀なくせられ、年々臺灣總産額の三割乃至五割を精糖原料に供したるが、値段其他の賣買條件の協定に於て當時唯一の精製糖會社たる某社は一方瓜哇糖使用を楯として無理解勝手なる主張を固持して譲らず、輸出不能なる過剩粗糖を擁する粗糖業者を壓迫して極度に之を苦めたるは吾人の記憶に新なる所たり。随つて此の苦境を脱するため精糖兼營又は耕地白糖装置を計畫するもの續出するに至れり。之れ精製糖能力を過大に膨張せしめ、現今精製糖業者間に激烈なる競争を惹起し、相互甚しき苦境に沈淪する所以に外ならず。近年に至り精粗兼營會社が多數の自家生産粗糖を精製原料に使用するは事實なるも、之れ近年我國に於ける砂糖の需要頗る激増し消費年額約千二百萬擔の多數に達し、精粗両糖の需

五三

用旺盛なると、戦時に際し瓜哇黄双糖の買付困難なるに加へ、其價格も亦割合に高價にして自産粗糖を原料に供するの有利なるに由來せしか、又は多數外糖輸入の爲め一時分蜜糖市價下落し原料糖として割安採算とされる場合を狙つて弗々市場より之れを買入れ使用したるに過ぎず。精製糖業者が糖界一般市場の安定を主たる目的として不利益を忍びて自家分蜜糖を其原料に供したりといふに至りては自他を欺くも亦甚しといふべし。

五四

然り而して精製糖會社が今日俄に關稅率を低減して瓜哇中双使用を自由ならしめんことを企圖し、關稅改正を主張する所以のものは、近頃世界的糖界漸く安定の域に入り、其相場も亦一定の範圍に歸着せんとする大勢を考察し、戦前の方針に復歸し輸入原料糖を供給豊富買付容易なる瓜哇中双糖迄擴張し、其威力を籍り強いて臺灣粗糖を自己藥籠中に納め

以て内外原料糖を自由に操縦せんとする野望に基くは識者を俟たずして明なりとす。殊に過去現在に於て買付轉賣に不便なる瓜哇黄双糖に對し毎年多大の買過ぎを敢てし、投機者として世界に定評ある我國精製糖業者並に糖商にして買付轉賣容易なるのみならず、關稅改正の結果我國直接市場に於て裕に輸贏を争ひ得べき品質優良なる中双の買付思惑は益々旺盛を極むべし、一層投機を助長するは勿論不當に外糖輸入の増加を招來し、愈々貿易の逆調を増進するは必然にして延ひて我國糖界を攪亂し眞面目なる我國粗糖業の發達を阻害するは毫も疑を容れず。加之粗糖價格の低下は必ず精製糖相場の悪化を件ふを以て、精粗兼營業者と雖も、精粗兩糖の下落による不利益を免がるゝを得ず。其得る所小にして其失ふ所頗る大なるは自から明白なりとす。之れ精粗兼營業會社の多數が改正案に極力反對する所以に外ならず。

五五

改正反對論者が我國は産糖國なるが故に中双使用の途を講ずるの要なしと主張するが如きは、精糖原料の改善を阻止せんとするものにして、我國に於ける精製糖業の現状を省みざるの甚しきものといふべし

と論述して、反對論者が故らに精糖原料の改善を阻止すを爲すは不當なり反對論者は外糖の輸入を便にする途を開き國産糖業を危殆に瀕せしめんよりも、國産糖業を保護發達せしめ、自産自給の目的を達成し糖業獨立を策するの我國に取り頗る急務たるを主張するに過ぎず。況んや臺灣産原料糖は着色を施さず、第三種糖（瓜哇中双和蘭標本十八號程度）程度のものなるを普通とし、毫も精糖原料の改善を阻止せざるに於てをや。

改正論者は我國砂糖の需給の關係に就て之を觀れば、臺灣産糖のみを以てしては到底國內の砂糖消費量を充たすこと能はず、我國が産糖國たると同時に

又砂糖輸入國たるを免かれざるは事は實に否み難き事實なり、故に此點に於て其主張の前提は明かに覆さる。

と論述して頗る得々たるは其何の所以なるや殆んど了解に苦む所なり。改正反對論者が臺灣産糖のみを以てして我國砂糖消費量を充たすことを得と主張したる事實ありや。反對論者は單に現在我國砂糖消費量約千二百萬擔對にして國內産額約千萬擔の多數を有し、而かも國産糖業は今尙發達の道程を辿りて今後の進歩發達囑望に價するものあり、保護獎勵其宜敷を得ば、速に自産自給の目的を達成し、進んで國産糖の輸出を期待し得べし、此の最も大切な時期に於て關稅率を低減し、中双糖の輸入を自由ならしめ國産糖業の發達を阻止し、遂には破滅を招來すべき改正提案は無謀の最も甚しきものなりと痛論し、極力之れに反對せるのみ。尙改正論者は内地砂糖消費量と臺灣産糖額とを對比して其増加割合を示し、今後我國が臺灣糖

業のみに頼つて立つ能はざることは容易に之れを首肯せらるゝところならずやと論述したるも、苟も國産糖業の自産自給の能否を検し其前途を豫見論評せんとせば、改正論者の如く單に内地砂糖消費高と臺灣産糖額とを對比するの正鵠を得ざるは言を俟たず、宜しく左表の如く之れを我國産糖全額と對比すべきものとす。

五八

年 度	内地砂糖消費高	國 産 糖 額
大 正 五 年	五、三七〇、〇〇〇 擔	六、七八二、二五四 擔
同 六 年	五、八七三、〇〇〇	九、五六五、五六八
同 七 年	七、三七五、〇〇〇	七、三二二、九七六
同 八 年	八、一四六、〇〇〇	六、三六六、三八七
同 九 年	六、七二二、〇〇〇	五、三四九、四〇六

内地砂糖消費高と國産糖額

同 十 年	一〇、一九九、〇〇〇	五、四一〇、〇〇〇
同 十 一 年	一一、二八〇、〇〇〇	七、一七七、六二四
同 十 二 年	一〇、五六二、〇〇〇	七、五九六、九六九
同 十 三 年	一一、一六二、〇〇〇	八、九九三、二二二
同 十 四 年	未 詳	九、七二二、一三二

依之觀是も國內砂糖消費高に對し國産糖は近年漸増し、大正十四年に於ては其約九割を供給し得るに至り、臺灣糖並に内地糖にして今一段の増産を見んか、遠からずして自産自給の目的を達成し得べく、臺灣産糖にして今日の累増を持続せば所期の目的を貫徹する案外速かなるべし。加之内地産糖にして今少しく發展を來たさば、近き將來に於て國産糖輸出の嚮を迎ふることを得べく、我國産糖業も亦多望なりと云ふべし。

改正論者は精粗兩糖に對する糖稅法規の偏頗如此に拘らず、駁々たる精糖消

五九

費増加の勢は遙かに粗糖の追隨を許さざるにあらずや。此の大勢を無視して徒らに精製糖業の勃興を抑壓し其原料を改善せしめざるが如きは暴論も亦甚しきものなり

六〇

と論述せり。近年頗に精製糖の消費量増加したるは反對論者も亦之を認む。之れ我國文化の進歩並に人口の増加に伴ひ正に當然の事に屬す。然れども單に其増加異常なるを理由とし、事の本末輕重を量らず、國內需要の約九割を供給し而かも發達の道程にある國産糖業を犠牲とし、獨り精製糖のみの利便を謀るべしとの決論を見出し得ざるを如何せんや。精製糖能力を競争的態度を以て不自然に膨大して其過剰に苦みながら、徒に精製糖業の勃興を抑壓すと誣ゆるに至りては之を批判するの辭に苦む。而して如何に現在我國精製糖能力の過剰なるかは左表に據り之を知るべし

精製糖能力及年産糖量

會社名	工場數	能力	一ヶ年産糖量
臺灣製糖會社	三	四三〇噸	二、一五〇、〇〇〇担
明治製糖會社	三	五〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
大日本製糖會社	四	七〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
鹽水港製糖會社	一	二〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新高製糖會社	一	八〇	四〇〇、〇〇〇
大正製糖會社	二	二八〇	一、四〇〇、〇〇〇
東京製糖會社	一	一〇〇	五〇〇、〇〇〇
計	一五	二、二九〇	一、四五〇、〇〇〇

備考 一年一〇〇噸に付製品五〇萬擔と看做す

第八 精粗両糖競争問題

改正論者は關稅改正の曉に於て耕地白糖と精製糖との競争を惹起し、我國糖界を混亂裡に陥らしむべしとの改正反對論を杞人の憂とし、今日關稅のみの

改正によりて各粗糖工場が耕地白糖工場に轉ぜざるべからずといふが如き事は事實に於てあり得べからずと觀測せらる

六二

と輕々に論述し、改正反對論者の提案の如き關稅改正實現の曉に於て必然現出すべき現象として論じたる重要事項を殆んど介意せざるが如き態度を持せるは思はざるも甚しといふべし。如何となれば曩に砂糖關稅改正反對陳情書にも論述せる如く、工場を四種糖生産設備に改造するも、費用の差額僅少にして其の四種五種糖生産費の差額も亦少額に止まるのみならず、而かも國産糖にして年々増産を持続するにせば、直接消費糖として市場に賣出し得ざる粗糖の數量は年々累増すべく、之れを原料として精製糖業者に賣込まんか、精製糖業者は一方輸出入自由轉賣自在なる瓜哇中双糖を擁して粗糖業者を威嚇し、値段其他條件の協定上精製糖業者の壓迫は昔時に比し一層辛辣なるものあるべく、頗る不利益なる條件を以てするも尙協定

不成立を覺悟せざるを得ず。然りて之れを輸出に振向けんか、一段の不利益を忍ばざるべからざる苦境に立つは自明の理なるを以て、之等の不利益を免がれ自己防衛の必要上和戰兩様の途を講じ、我國粗糖工場は悉く五種糖（耕地白糖）製造裝置を設備するに至るべし。現に臺灣粗糖工場中既に五種糖製造裝置を有するもの十指を越へんとす。若し夫れ關稅の改正を見んか、自衛の必要上臺灣粗糖工場の全部が其裝置を具備するに至るべきは又疑を容れず、随つて現在に於てすら能力過剰に苦しみ、同業者間に猛烈なる競争を繼續し相共に疲弊を招來しつつある精製糖と耕地白糖との間に一層激烈なる競争を追加し遂には兩者の存立を脅すに至るは必然をりす。

改正論者は各工場が粗糖工場より白糖工場に轉換することするも、両糖の競争を惹起して糖業の破滅を來すと云ふが如きは、之を世界各地の糖業の沿革及現

六三

狀に照し一片の杞憂たるを免れず

六四

と論斷するも、之れ我國糖業界の實情を解せず我國糖界と世界各地の糖界と甚だ相違せるものあるを諒解せざるに基く謬見たり。我國糖界の實情とは我國民の富力生活程度等歐米先進國に比し乍遺憾遜色あるを免れず。隨て砂糖消費量増加の趨勢之等先進國に比し頗る遅々たるのみならず、我國は世界砂糖最大輸出地の一たる瓜哇島を扣へ而も四近に砂糖の需要地を有せざるは勿論、我國産糖は生産費の關係上競争の大強敵たる瓜哇糖と俄かに海外に於て角逐不可能なるを意味す。改正論者は大に支那に對する加工輸出糖に嚮望するが如きも爲替の有利を以てするも、尙二百萬を最大記録とするにあらずや。夫れ支那國は四億以上の人口を有し輸出糖の大華客として有望なるを思はしむるも、同國の過去及現狀果して如何。急速に輸出累増を期待し得ざるは識者を俟つて之を知るべきにあらず、況んや支那

には現に有力なる香港製糖を有し、且つ邦人又は外國人にして製糖業を營むもの、又は之を經營せんとするものある外、絶大の輸出力を有し生産費至廉交通頗る便利なる瓜哇糖の存するあり、焉んぞ生産費割高なる我國よりの加工輸出糖を以て容易に輸贏を争ふを得んや。之れ現在の我國精製糖能力が既に多大の過剰に苦む理由にして之に加ふるに耕地白糖の猛烈なる競争を以てせんか、遂には兩者の存立をも脅威するに至るべしと極論する所以なり。

結 論

改正論者の結論の第一段は

改正提案は關稅の輕減乃至撤廢にあらずして、現行稅法保護の程度の維持存續を前提となせるを反覆説明するに過ぎず、茲に再び之を論駁するの必要を認めず。

六五

結論の第二段に於ては直接消費分蜜糖數三百四十萬擔にして精製糖は七百五十萬擔の問題なるを以て問題の輕重自ら明白なり

六六

と論斷せるも、其數字を吟味するに、内地消費精製糖五百萬擔の原料中、其約半數は臺灣産分蜜糖を使用せるにあらざるや。之に加ふるに原料甘蔗より直製する耕地白糖九十萬擔を有す、輸出精製糖二百萬擔の如きは外國原料糖の加工品に過ぎず、原料の安價は直ちに以て利益なりといふべからず。殊に改正論者は問題を臺灣糖に局限するのみならず、耕地白糖、原料糖、第一種糖（二、三番）三温（第二種糖）等を除外したるは改正論者が自己主張に便せんが爲めなるか、又は關稅改正提案が第二種乃至第四種糖に關するものなるを以て、他種糖は之を無關係と看做したるものなるべきも、甚だ其當を得ざるものといふべし。何となれば改正提案は我國産糖業全体の休戚に關する重大問題にして、獨り臺灣糖業のみに局限せらるゝ問

題にあらず。且つ其糖種の如きも僅に精製糖對分蜜黃双の問題にあらずして各種糖全部に大影響ある重要問題なるを以てなり。改正提案の我國産糖業全体の浮沈に關する重大問題たるは既に詳論したるを以て再び之を贅せず。然れども糖種問題に付ては尠しく説明を加ふるの要あり、夫れ一部糖界の悪化は忽ち糖界全体の悪化を誘致するは當然にして、改正論者が第六（ロ）の項に於て「精糖會社が自家兼營の分蜜粗糖を有利なる直接消費糖となさず不利益を忍びて原料糖となし外糖の輸入を制限するは砂糖の需給調節を計り分蜜市場の安定を保ち惹いて精糖直段を支持せんとする自己擁護に外ならず」と論述したるは固より其の所なり。或特殊糖の悪化不安定は必ず糖界全部の悪化不安定を招來するを免れず。然るに改正提案は前述の如く現行關稅率の重要なる一部を改正低減し、更に門戸を開放して供給絶大品質優良なる三四種糖の輸出入を自由ならしめんとするものなるを以

六七

て直接には我國分蜜黃双に致命的の大打撃を與へ、間接には直に精製糖及糖物糖にも亦多大の悪影響を及ぼし糖界を混亂状態に陥るは必然なりとす。加之將來我國糖界が悪化不安定を惹起したる場合之を安定せしむる手段の如き全然施すの餘地なきに至るべく、我國糖界に常に競争力偉大なる外糖の支配する所となり、其一昂一低は直に我國糖界に影響すること正に聲の響に應ずるが如くなるべし。焉んぞ我國糖界の安定を夢想するを得んや。我國糖業の不利益眞に寒心に堪へざるものあり、而かも此の不利益は粗糖業者は勿論精粗兼業者と雖も亦免がるゝに術なく、遂に我國糖業は悲境に次ぐに破滅を以てし、外糖獨り其利益を貪らんのみ。問題の輕重大小固より同日の論にあらざるなり。

要之改正論者は安價砂糖の供給、海外拂の節約及國民經濟振興等の美名を籍り、關稅改正は最も時勢に適應すと高調するも、其實國產糖業の犠牲の

下に内外原料糖の自由操縦を謀り以て自己の利益を專にせんとするものにして外ならず。其對外拂の節約の如きは徒らに目前の小利に拘泥するものにして産業の獨立を顧みず永遠の國策を誤るものといふべし。夫れ改正案實行の結果は既に詳論せるが如く、直に我國産糖業を悲境に陥れ、次で之れを破滅に終らしむるが如き産業政策上の重要問題を惹起するにあらずや。海外拂節約の如き小事にあらずして、我國が將來永く砂糖輸入國に甘んじ、益々累増すべき需用糖を悉く外糖に仰ぎ永遠に巨萬の海外拂を支出すべきや否やの大問題にあらずや。殖民政策に蹉跌を來すは勿論多數従業者の生業を奪ひ、既に投下したる巨額資金の浪費を招き、我國事業界に一大暗影を投ずる等直接間接に國民經濟を脅威する重大問題に歸着するにあらずや。改正論者の主張眞に誤れりといふべし。

瓜哇糖と臺灣分蜜糖との格差に就て

改正論者は我國市場に於ける内地分蜜黃双糖と瓜哇黃双糖との値開表を附して其格差一圓五十錢或は二圓と稱するも事實は確定的のものにあらずと論述せり。

然れども改正論者は格差の意味を誤解せるやの感あり。即ち格差とは或る商品の實質上の優劣により價格に差等を生ずる其差額を意味す。臺灣分蜜黃双は多年苦心經驗の結果、犠牲を供して製出せられたる特殊優良糖にして、其結晶糖度色相及光澤等、瓜哇黃双の到底企及する所にあらず。其實質に於て瓜哇黃双に比し當然一擔一圓五十錢乃至二圓の格差を有するものとす。將に開業せんとする大阪砂糖取引所に於ける臺灣分蜜黃双の瓜哇黃双に對する格付は一擔二圓乃至三圓の程度に決定せられんとし、目下商工

省に於て詮議中なるを以て見るも明かなりとす。從來我國には砂糖取引所存せず、格付不能なりしを以て實際上格差を附して取引せられたるのみ。故に單に我國市場に於ける臺灣分蜜と瓜哇黃双糖との値開きを算出するときは所謂格差は其當時の輸入外糖の多少に支配せられ多大の變動を示し特に一擔五圓以上の格差を示し時には下りてマイナスを示せるのみ。

精糖の値段に就て

改正論者は大正十二年十月以降の精糖と分蜜粗糖との相場比較表を掲げ、精糖と分蜜粗糖との値段は其間格別の相違あるなし、精糖が分蜜粗糖より高値にて消費者に使用せらるゝは消費税率に於て一方は九圓一方は五圓と即ち四圓の大差別を設けらるゝに由る

と論述せるも、近年逐次精粗兩糖の値開き僅少となれるは、本論に於て論述したるが如く、争うて精製糖能力の擴張又は工場を増設を行ひ、甚數其

能力増加したる結果、同業者は當然濫造を餘儀なくせられ、猛烈なる競争を持續するに加へ、近年漸く耕地白糖勃興したるを主たる原因とす。反之粗糖は我國一ヶ年大略の需用数を豫定して適當の調節を計り、相互競争を避け相場を賣り崩さず、常に適當なる市價を維持したるに因るものとす。精製糖能力が今日の如く過剩ならず其競争激甚ならざりし大正六、七年乃至大正十一年の頃に於ては、精製糖の需給能く調節せられ、精粗兩糖の値開き大休三圓乃至五圓を保ち、斯界の平和を持續せられたるを以て見るも明かなりとす。

七二

上 申 書

砂糖關稅改正は我國産業政策上の重要問題たるのみならず、當業者の利害に頗る重大なる關係を有する大問題に有之、糖業聯合會に於ても精製糖業側より時々改正提案を見、研究討議を重たるも、國産糖業の現享利益並に其將來の進歩發達を阻害せざる範圍に於て、精製糖業側の満足を得べき適當なる改正案を見出すに至らず、毎時現狀維持を以て其結末とする仕儀と相成居候次第にて年來の研究宿題に有之候處、會々本年七月大日本製糖株式會社が熱心に改正を要望し、壆水港製糖株式會社の賛成を得て糖業聯合會の議に上り、精粗兩糖業者より委員を選出し慎重研究討議を遂げたるも利害の懸隔甚大にして一致点を見出すを得ず、遂に當局に對し兩者の陳情を見たる成行に有之候。粗糖業者としては現行法が最も我國産糖業の現狀に適合するものと

七三

認め其据置を要望する儀に有之候得共、強て粗糖業側の希望を固持し糖界の大問題に對して糖業聯合會として一致の歩調に出づるを得ざるは甚だ遺憾とする所に有之、下名各社は如何にもして意見の一致を希望致居候折柄、貴官より是非糖業聯合會として一致したる意見を上申すべしとの御下命を蒙り至極御尤の儀に存候に付、直に聯合會を開催し兩者意見の交換を行ひ曩に提出したる

砂糖關稅改正に關し聯合會は國産糖業の進歩發達を阻害せざる範圍に於て精製原糖として第四種糖程度迄使用し得べき様現行稅制の改正を陳情すべきん

の決議を得、粗糖業側は引續き考究の結果

- (一) 精製原料として第四種糖程度迄の原料糖を使用せしむること
- (二) 國産糖業の進歩發達を阻害せざること

(三) 消費者の負擔を可成現在より嵩増せしめざること

(四) 國家の收入を可成減少せしめざること
を骨子として到達したる改正意見は左記の通に有之候。

關稅

現行	第一種糖	第二種第三種糖	第四種糖	第五種糖	第六種糖
現行	二、五〇	三、一〇	四、二五	四、六五	七、四〇
意改見正	第一種 二、五〇	第二種 四、〇〇	第三種 四、二五	第四種 五、〇〇	第五種 七、四〇
消費稅					
現行	三、〇〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
意改見正	第一種 三、〇〇	第二種 五、〇〇	第三種 八、〇〇	第四種 八、五〇	第五種 一〇、〇〇

改正第二及第三種糖は精製原料として使用を許し輸出向は戻税を認むること
 右限度の改正を行はゞ、精製糖側としては其改正要望の主眼たる第四種糖程
 度の原料を自由に使用し得べく、國産糖業は漸く其進歩發達の阻害を免か
 れ、兩者共存共榮を持續し得べきは勿論、外糖の跋扈跳梁をも幾分防止し得
 べき最良案と確信し、精製糖側に懇談賛同を求めたるも依然として自己主張
 を枉げず、精製糖業の利害得失のみ立脚し殆んど國産糖業の消長を顧みず
 扁に從來の主張を固持し其貫徹を期して譲らず、最早如何に手段を盡し候こ
 も乍遺憾糖業聯合會として意見の一致を得ること不可能と相成候に付、茲に
 下名等は糖業聯合會員多數の意見として前記改正意見を提出して御清鑑を仰
 ぐの不得止仕儀に立至り申候間何卒事情御洞察の上可然御尊慮を煩度奉願候
 也

大正十四年十二月七日

- | | | | |
|---------------------|---|---|----|
| 明治製糖株式會社
常務取締役 | 安 | 田 | 昌 |
| 臺東製糖株式會社
取締役社長 | 安 | 場 | 末喜 |
| 帝國製糖株式會社
專務取締役社長 | 松 | 方 | 正熊 |
| 沙轆製糖株式會社
代理 | 武 | 智 | 直道 |
| 南洋興發株式會社
專務取締役 | 松 | 江 | 春次 |
| 新高製糖株式會社
常務取締役 | 淺 | 田 | 知定 |
| 臺南製糖株式會社
常務取締役 | 川 | 上 | 熊吉 |

新興製糖株式會社	石川昌次
取 締 役	
林本源製糖株式會社	石川昌次
取 締 役	
東洋製糖株式會社	山成喬六
取 締 役 社 長	

臺灣總督府總務長官 後 藤 文 夫 殿

關稅及消費稅改正意見ニ對スル理由書

- (一) 現行關稅定率法中第二、第三種兩糖を併合し、和蘭標本色相十八號未滿のものを第二種糖とし、國產黃雙糖の着色を避け品質を昂上し以て消費者に優良糖を供給せんとす。
- (二) 右關稅率は和百斤に付四圓とし、現行法に比し六十五錢を引上げたるは、品質色相昂上の結果、從來國產黃雙が瓜哇黃雙に對し享有せる賣價格差を失ひ、國產糖業の進歩發達を阻害せらるゝを以て、之を保護するの必要上、現在格差約二圓の三分の一即六十五錢を最低として關稅を引上げ其目的を達せしめんとす。
- (三) 國產黃雙の相場は普通瓜哇黃雙に格差を加算したるものなり。然るに改正の結果格差は當然減少又は消滅すべきを以て消費者の負擔は増

加することなく、其品質昂上及消費税に於て却て利益を享くるに至るべし。

八〇

(四) 改正第二種及第三種糖は何れも精製原糖に使用することを許し、且つ外國輸出に對しては戻税を認め以て精製糖業の發展を期す。

(五) 現行第四種糖（和蘭標本色相二十一號未滿）は改正第三種糖とし現行第四種糖關稅率を据置とす。改正第二種糖との稅率差を二十五錢としたるは、精糖原料として改正第二種及第三種糖何れをも採算上自由に使用することを得せしむると同時に、國產糖を可成精製原料に使用せしめ以て外糖輸入を必要程度に限定せんとするにあり。蓋し現今臺灣產糖八百數十萬擔中約半數は必ず精製原料とする必要あるに依る。

(六) 現行五種糖は改正第四種糖とし、關稅率四圓六十五錢を五圓に引上げたるは、精糖原料として現行第二種糖は關稅三圓十錢なるに、改正

第二種糖は四圓、第三種糖は四圓二十五錢の關稅となるにより、原料代に於て當然九十錢乃至一圓十五錢の差を生ず。改正第二種第三種糖を原料に供せば勿論其糖度及精製費に於て現在に比し幾分有利なるも、現行第五種關稅率四圓六十五錢に据置く時は國內消費精製糖は外國精製糖の競争脅威を受くるの虞あるを以て之を防止する爲め稅率を引上げ其保護を全ふせんとす。

(七) 消費税に於ては改正第二種糖消費税は（現行第二種糖五圓第三種糖七圓）之を五圓となし、改正第四種糖は（現行九圓）八圓五十錢とす之れ幾分關稅の引上を行ふを以て消費者の税金負擔を軽減する必要があるに依る。

(八) 改正第三種糖消費税を八圓に据置き、改正第二種糖との差を大にしたるは、品質優良生産費低廉なる瓜哇中双糖の直接消費糖としての侵

八一

入を防止し國産糖業の保護を全うせんとするに依る。

(右は國産糖業の保護達成上最も重要な關係を有するものにして、若し之を精製糖側主張の如く現行第二、第三、及第四種糖を同一關稅率に統一し、其結果消費稅をも統一するか又は改正第二種と改正第三種糖との消費稅差を短縮するときは、國産糖業の現在に於ては第四種程度の優良糖は經濟的に大量生産頗る困難なるのみならず、假に工場設備を改造し之を製出するも生産費低廉にして品質優良なる瓜哇中又は直に直接消費糖及精製原料たるべき國産糖の兩方面に亘り大打撃を與ふべし。之を事實に徴するに明年六、七、八月渡瓜哇中又賣出相場は八盾なり、爲替率百十の場合に關稅率三圓十錢程度を以てすれば諸掛一圓十錢を加へたる内地庫入採算は十一圓四、五十錢に當り、爲替率平價に復したる場合は實に十圓七十錢の輸入採算たるべく、之を國産糖の平均生産費十一圓五十錢に對比せば其大脅威を受くるや極めて明瞭にして、當然精製糖原料たるべき運命下にある現在國産糖の半數は直に甚大なる打撃を蒙り、國內糖業の發達と共に益々其數量を増加すべき原料向國內糖は遂に其用途を失ふか、又は名狀すべからざる不利益を甘

受せざるべからざるは勿論、直接消費糖亦同様の運命に陥るは必然なりとす。即ち發達の道程にある國産糖は外糖の爲めに蹂躪せられ、我國糖業破滅の結果を招來すべし。故に前記の通り稅制の改正を行ひ國産糖業を保護すると同時に、改正第三種糖をも自由に精製原料に使用を許し以て精粗兩糖業の保護獎勵の途を講せざるべからず)

(九)

關稅及消費稅改正による國家收入増減如何を概算するに、前會計年度に於ける内地消費精製糖總數は約五百萬擔にして、其内輸入黃双を原料に供したるもの約二百四十萬擔なり。故に關稅改正の結果改正第二種糖が内地消費精製糖原料に供せらるべきものを前記二百四十萬擔の三分の二改正第三種糖の使用せらるべきもの三分の一と假定するとき、關稅收入に於て現在に比し約二百三十五萬圓の増收を告げ、精製糖消費稅收入に於て約二百五十萬圓の減收を來たし、差引國家收入僅かに約十五萬圓の減額を見るべきも砂糖消費費累増により直に之を補填するを得べし。

参 考

現行砂糖關稅定率法改正陳情書
砂糖關稅改正反對論に對する一考察

現行砂糖關稅定率法改正陳情書

近時砂糖消費の増加に伴ひ、我國の製糖事業は其基礎確立し、漸く海外市場に發展す可き時期に際會したるも、現行砂糖關稅定率法が時運の進歩に副はざる爲め原料の改善を計る事能はず、年々其輸入貿易に於て巨額の損失と取引の危険とを冒し、而も品質粗惡なる舊式原料の使用を餘儀なくせしむるらるゝ實情に有之候。斯くの如きは漸く發達の緒に就きたる本邦製糖事業の基礎を不安定ならしむるのみならず、砂糖の輸出貿易を萎微不振ならしめ、惹いては我國々民經濟上に多大の損失を蒙らしむる儀と被相考候。就ては何卒格別の御詮議を以て現行砂糖關稅定率法中原料即分蜜粗糖に課稅せらる可き稅率

- 第二種糖 色相第十一號以上第十五號未滿百斤に付三圓十錢
 - 第三種糖 色相第十五號以上第十八號未滿同 三圓三十五錢
 - 第四種糖 色相第十八號以上第二十一號未滿同 四圓二十五錢
- とあるを、全部第二種糖色相第十一號以上第二十一號未滿とし、之に最適當なる一率の稅率を課せら

る可き櫻御改正仰ぎ度く茲に左記理由書を具し及陳情候也

八六

理由書

一、現行砂糖關稅定率法は製糖技術の進歩に伴はず

現行砂糖關稅定率法は明治四十四年七月改正せられたるものなるが、改正當時は臺灣分蜜糖を始め瓜哇、玖瑪其他の諸國に於ける分蜜粗糖の製造技術は今日の如く發達せず、自然的に製出せらるゝは悉く色相十一號乃至十五號未滿のもの（黃双）のみにして、未だ色相十六號乃至廿一號未滿の分蜜粗糖（中双）は特別の設備を爲さざる限り、一般には之を製造する能はざる状態なりき。然るに製糖技術は各國とも其後著るしき進歩を遂げ今日に在りては其製造過程に於て自然的に色相二十一號未滿の分蜜粗糖を出し、色相十五號未滿のものは却て特殊の操作を施して之を得るに至れり。従つて世界各國は製糖法の進歩に伴ひ、精糖原料として悉く斯の色相二十一號未滿の分蜜粗糖（中双）を使用するに至りたるに係らず、獨り我國のみは明治四十四年七月の關稅改

正以來今日迄十五ヶ年間の長期に亘り何等改正を加ふる事なく、依然一品種たる分蜜粗糖に對し、第二種色相十五號未滿三圓十錢、第三種色相十八號未滿三圓三十五錢、第四種色相二十一號未滿四圓二十五錢と差別的稅率を存して中双の精糖原料たる事を拒否し、其結果本邦精糖原料の供給地たる瓜哇に於ては特に我國砂糖關稅定率法に適合する爲め、一般の自然分蜜粗糖色相二十一號のものに着色を施し、色相を低下して十五號未滿の舊式分蜜粗糖（黃双）となし、之を我國に供給せる實情なり。此の事は最近數年間に於ける瓜哇黃双製造高と本邦輸入第二種との左の數字の明かに實證する所也

瓜哇黃双製造高並に日本輸入第二種糖比較對照表（單位噸）

年 度	瓜哇黃双製造高	日本輸入第二種糖
大正 八年	三〇七、五三五	一一〇、五〇〇
九 年	二三〇、〇八五	二〇五、四〇〇
十 年	二五五、二六一	二三二、五〇〇
十一年	二八七、四八四	二九五、八〇〇
十二年	二六四、五二一	二〇三、四〇〇

八七

十三年

二三二、四二三

二八一、七〇〇

(備考) 瓜哇黄双(第二種)製造年度は六月より翌年五月まで

日本輸入糖(第二種)輸入年度は政府の會計年度による

之れを以て見るも我國現行關稅定率法が時代の進運に伴はざるを知る可し。

二、現行砂糖關稅定率法は原料糖の買付に際し多大の不利を醸せり

我國に於ける砂糖の消費量は今や一ヶ年に一千二百萬擔の巨額に上らんとしつゝあるが、此中臺灣其他我國に於て産出せらるゝ砂糖は九百萬擔に滿たず。其三百萬擔の不足額に加ふるに、輸出精糖原料に振宛つべき二百萬擔合計五百萬擔(三十萬噸)の巨額は、年々海外特に瓜哇よりの輸入に仰がざる可からざる有様なり。此の三十萬噸は瓜哇各種砂糖の全生産額の平均六分の一にして、其分蜜粗糖の全生産額に對しては實に二分の一に當れり。斯る巨額の砂糖を本邦糖業者が取扱ふものなるが故に、日本筋は瓜哇砂糖市場の支配的位置を獲得して然る可きに係らず、瓜哇糖業者は日本の現行關稅定率法により特に日本向のみに色相十五號未滿の黄双を製造するが爲に、取引市場が甚だ限局せらるゝを以て何等の權威を得ること無く、之に反して他の諸國は原料に何

等制限なく自由に廣汎なる市場より買付け得る結果、瓜哇市場の指導的位置を獲得し、大手筋なる我國は反つて之等諸外國の需要者並に瓜哇糖業者より支配せらるゝの現狀にあり。大正十三年度の如きは瓜哇トラストの平均賣値に於て品質粗惡なる黄双が十四盾六二六なるに對し、品質良好なる中双が十三盾九九一と却つて安き奇現象を呈し、本邦糖業者のみ獨り割高なる原料を使用せる有様なり。斯く瓜哇糖業者並に外國精糖業者等に支配せらるゝことは獨り本邦精糖業者が直接に損失を蒙るのみならず、間接には我國民の負擔を増大ならしむるものと稱す可く、國民經濟上悲しむ可き事態なりと謂ふべし。

三、現行砂糖關稅定率法は精製糖事業の基礎を不安定ならしむ

既に記したる如く世界各國は精糖原料に何等の制限を蒙らざるに、獨り我國のみは原料を色相十五號未滿に局限せられつゝある結果、瓜哇糖業者は日本向にのみ黄双を製造し、而も黄双の如き舊式原料糖は他の諸國へ之を振替ふる事能はざる關係上、瓜哇糖業者は注文を俟つて始めて其製造を開始するの實情なり。従て本邦精糖業者は危険を冒して先物取引をなし、甚だしきは一ヶ年以前に次年度の原料買付けを敢行する必要に逼らる。蓋し黄双の製造量は日本の需要量に限るを

以て瓜哇精糖業者は注文以外に之を製造せず、時機遅るゝに於ては黄双の買付不可能となり、加之黄双は其製造數量略ぼ一定せる爲め、成可く先を争ひて買付くるに非れば、原産地に於ける黄双の豫約は漸次僅少となり、買付事情は甚だ買手に不利となるが爲めなり。本邦製糖業者をして斯くの如く危険を冒して先物の買付を餘儀なくせしむることは實に工業會社としての本旨を没却せしむるものにして、漸く發達の緒に就きたる製糖事業の基礎を甚だ不安定ならしむるものと謂ふ可く、又先物取引を爲す時は爲替銀行をして前年より信用狀を發行せしむるの必要を生じ、金融上甚だ不利益を蒙る結果となる。是等の危険損失等は一にかゝつて現行關稅定率法にありと云ふ可く之が改正は實に急務なりと謂ふ可し。

四、現行砂糖關稅定率法は砂糖輸出貿易の發達を阻止せり

我國に年々約二百萬擔餘の砂糖を輸出せるが、其の輸出先は殆ど支那及滿洲方面にして、之等の需要は嗜好の向上に従ひ逐年精糖上物輸出増加の傾向にあり。然るに關稅によりて我國は色相十五號未滿の黄双のみを原料とせざるを得ざる結果、精糖上物の製造の歩留少く生産費高み、勢ひ製品の値段を高價ならしめざるを得ざる有様なり。之に反し支那市場に於ける競争者たる香港

其他の精糖會社は原料に制限なく自由に今日の分蜜粗糖を原料として使用し得る事とて、生産費廉く甚だ有利の立場にあり。斯く我國精糖業者は地理的特殊地位にあるに係らず、其競争上甚だ困難なる位置に立てり。今若し關稅にして改正せられんか、當に支那市場に於て原料の改善により他糖を驅逐し得らるゝのみならず、今後の輸出砂糖貿易を振興せしむる上に多大の効果を期待することを得るは疑なき處なりとす。

五、現行砂糖關稅定率法を改正するも臺灣糖業には影響を及ぼさず

現行關稅定率法に前記の改正を加ふるときは、自然的分蜜粗糖色相二十一號未滿のもの（中双）が着色分蜜粗糖色相十五號未滿のもの（黄双）に代りて輸入せらるゝに到る可きも、臺灣糖業には影響する處なし。何となれば臺灣分蜜糖にありても、其自然的製造過程に於て色相二十一號未滿の瓜哇中双同等品を製出し得ることは、進歩せる世界各糖業地と何等撰ぶところなきを以て、原料糖としては關稅改正によりて輸入せらる可き瓜哇中双其他海外各地の一般分蜜粗糖と十分拮抗し得るを以てなり。且つ直接消費糖としても臺灣分蜜糖はたとひ關稅改正せらるゝも、依然第一種糖色相十五號未滿のものを製出し、以て現行砂糖消費稅法に適合せしめ得可く、然かも輸入

分蜜粗糖は色相十五號以上二十一號未滿の瓜哇中双の如き無着色の自然的製品となる可きが故に、消費税第三種七圓第四種八圓の課税を蒙らざる可からずして、到底臺灣分蜜糖の消費税第二種五圓の課税を受くるものに對抗すること能はざるが爲なり。たゞ瓜哇と臺灣と分蜜粗糖生産費の差あるに鑑み、且つは臺灣糖業が動もすれば米作に脅かされんとするに顧み、改正による輸入分蜜粗糖の税率は色相二十一號未滿百斤に付三圓十錢以上を維持するの適當なるを信ず。蓋し已に述べたるが如く今日の製糖法に在りては、色相十五號未滿のものも悉く色相二十一號未滿のものと同じの過程により製出せらるゝ一種類の分蜜粗糖なるを以て、其生産費に差別なく從て斯る分蜜粗糖の色相を現行法の如く區別して之に差別率を課するは全く意味を爲さざるに似たり。現に現行關稅定率法による第三種第四種の輸入量は實際に於て殆ど云ふに足らず、從て色相十五號未滿を色相二十一號未滿迄擴張して三圓十錢の税率を存続することは、關稅收入にも多く變化を及ぼさざると共に、臺灣糖業保護の程度も等しくなる可きは見易き處なりとす。

砂糖關稅改正反對論に對する一考察

目次

緒論

- 第一 世界産糖の増收は各國保護政策の結果に非ず
- 第二 關稅改正は殖民政策に背反することなし
- 第三 瓜哇及臺灣生産費は兩者格段の相違なし
- 第四 臺灣糖業に今日以上の保護は意義なし
- 第五 臺灣分蜜糖と中双とは同様なるものなり
- 第六 關稅改正は臺灣糖業に影響することなし
- 第七 我國砂糖需要の趨勢は粗糖に非ずして精糖なり
- 第八 精粗両糖競争問題

結論

先般各製糖會社より現行砂糖關稅定率法中、第二第三第四種を同一種別に統一して之に參照拾壹以上適當なる稅率を賦課し、所謂中双糖の輸入を自由ならしむべき關稅改正陳情書を提出して當局の御高配を仰ぎたるが、最近に到り一部砂糖業者が右の如き砂糖關稅の改正は我國糖業を破滅せしむるものとして之が改正に反對し、砂糖關稅改正反對陳情書を當局に提出したり。然共其反對論旨なるものは要するに砂糖關稅の撤廢乃至輕減に關するものにして、曩に各社が主張せる現行關稅保護の程度の維持存續を前提となせる關稅改正に對するものに非ず。夫れを恰も撤廢乃至輕減の如く解し、其れに依つて生ずる臺灣糖業の打撃を理由に擧げて反對の論據となせる事は、現に立論の基礎に大なる誤謬ある事を實證す可く、従つて其結論の正しからざる事は明白なる事實なり。假りに百歩を譲つて改正反對論者の主張を認容するとしても、其の理由中に掲げられし事項には多くの誤謬あり、誤謬なくとも事實に背反し或は事實を誇張し事の真相をして誤解せしむる憂あるを以つて、茲に左記理由を具して再び當局の御參考に供し、且は公正なる輿論の批判を仰がむとするものなり。

第一、世界産糖の増收は各國保護政策の結果に非ず

砂糖關稅改正反對論者は歐洲大戰後世界各國が極端なる保護政策を採用し糖業獨立に邁進しつゝありと稱して各國保護政策の内容を引用したり。然れども英國が最近糖業保護法を設定したるは大戦に依る地方荒廢の復興、失業問題の緩和等を目的とせる *Back to the Land* 政策の現れにして、糖業自給自足の小見地に立てるものに非ず。米國が砂糖關稅の引上を斷行したるは國內政治問題の上より來りたるものにして、彼共和黨が國內甜菜糖業者の投票獲得の爲め實行したるものに過ぎず。此は最近同關稅率改正委員會が關稅引下げを決議せしに拘らず、政府は之が實行を拒否しつゝある事實に照らしても其の事情自ら明白なり。決して糖業の自給自足の如き其目的とする處に非ず。露國は戦前百五十萬噸を産せし産糖國にして、戦争、革命、内亂等に基づく經濟上の不秩序不安定により、其産額は一時激減したれども、最近に到り秩序回復と共に漸次産糖額を増加し、殊に新經濟政策採用後は砂糖トラストを組織して砂糖經營を行ふ事に依り著しく其産額を増加するに到りたるものなり。一部糖業者の唱ふる如く共產主義を除外して獨り砂糖のみを特に保護せるものに非ざることは、他の諸トラストが露國に於ける新經濟政策採用後の企業形態なる事實に照せば思ひ半ばに過ぐるものあらん。チエックス

ロバキヤは戦前百五十萬噸、獨逸は貳百七拾五萬噸を産せし産糖國にして戦争に依る疲弊漸く癒へ、着々經濟復興に努力せる今日、其産糖額が漸次増加するは自然の理にして決して保護政策採用の結果に非ず。而も之等諸國の産糖は甜菜糖にして甜菜の栽培は小麦、燕麥に非常なる増收を來さしめ、且つ家畜の好餌として必要缺く可からざるが故に、他の主要生産必需品と至大なる關係ある事は、之を度外視する能はず。又濠洲は純然たる農業國にして精糖事業は政府の支配下にあり。之を漸く工業國の域に達せる我國と對比す可くも非ず。

砂糖關稅改正反對論者は以上各國の實狀を糖業獨立政策に端を發するものとなし、近年に於ける世界産糖の大増收をば恰も之等諸國の保護政策に依るものと斷せるが、世界産糖未曾有の大増産は實に保護政策の結果に非ずして、歐洲の回復と糖價の昂騰とに起因するものなり。即ち歐洲は戦前八百五十萬噸を産せしが、戦時中參百五十萬噸に激減し、最近に至りて七百貳拾萬に増産せるは戦後の回復著しきことを實證するものにして、何等寸毫の保護を受けざるに、玖瑪の戦前貳百六十萬噸の産額が五百五十萬噸に激増し、瓜哇が戦前の百參拾萬噸より貳百貳拾七萬噸に上りたるは糖價昂騰の故たるを裏書するものなり。又改正反對論者は各國關稅率の高率なるを力説したるが、我國に於ては此等の諸國と異り關稅の外に高率なる消費稅を存す。我國民の砂糖消費稅は遙に諸國の上により。之を考慮せず

徒らに海外砂糖關稅の高率なる點を擧げて自己の利益のみの主張を爲し、國民の負擔を省みざるが如き事は比較の根底を誤れるものに非ずして何ぞ。

第二、關稅改正は殖民政策に背反することなし

關稅改正反對論者は臺灣島今日の隆盛を來せるは甘蔗糖業の發達に負ふこと甚大なるを以て、若し外國糖競争の壓迫に由り臺灣糖業一朝にして破壊せられんか、我國殖民政策に蹉跌を來たさしめ、多數従業者の生業を奪ひ、巨額なる資金を浪費し、我國事業界に一大暗影を投ずるものなりと主張せるが、右は全く關稅を撤廢したる場合の想像説なり。現行關稅に依り從來通り臺灣の分蜜糖には參圓拾錢程度の保護を加へ、北海道朝鮮の甜菜糖には四圓六拾五錢の保護關稅存置を前提とする關稅改正論に對しては、當らざるも亦甚しきものと稱す可し。曩に陳情せる砂糖關稅改正は保護的現狀に何等の變化を來たさしむるものに非ず。従つて殖民政策と背馳する點は寸毫も之れ無き所なり。

第三、瓜哇及臺灣粗糖生産費は兩者格段の相違なし

一部の糖業者は瓜哇、玖瑪糖が天惠豊にして其の生産費低廉なるに反し、臺灣の生産費は從來甚割高

九八

なる上、近來内地種米との對抗並に思想の變化、暴風雨の來襲等、種々の脅威あるを以て、益々我國の糖業は其壓迫を蒙る虞あるを理由となし、關稅の引上げを希望するが如き口吻を洩らしつゝあれども、こは事實を誇張せるの甚だしきものなり。試みに過去十數年間の臺灣分蜜糖生産費と瓜哇糖生産費とを比較せんに凡そ左表の如し。

両糖生産費比較對照表

年 度	瓜哇糖(中双)生産費はシユガー、ジャージャーナル誌所載 臺灣糖生産費は臺灣糖業年鑑所載		邦貨換算(普通)		日本著		臺灣分蜜糖	
	瓜哇糖生産費	邦貨換算(普通)	瓜哇糖原價	臺灣分蜜糖	瓜哇糖原價	臺灣分蜜糖	臺灣分蜜糖	臺灣分蜜糖
一九一六	七、一七	五、八三	六、九三	六、二八	六、二八	六、七三	六、七三	六、七三
一九一七	六、三八	五、一八	六、二八	六、七三	六、二八	六、七三	六、七三	六、七三
一九一八	七、五〇	六、一〇	七、二〇	九、五五	七、五〇	九、五五	九、五五	九、五五
一九一九	八、三九	六、八二	七、九二	一一、九六	八、三九	一一、九六	一一、九六	一一、九六
一九二〇	九、七八	七、九五	九、〇五	二〇、七七	九、七八	二〇、七七	二〇、七七	二〇、七七
一九二一	一一、〇六	九、八〇	一〇、九〇	一六、九九	一一、〇六	一六、九九	一六、九九	一六、九九
一九二二	一〇、九五	八、九〇	一〇、〇〇	一一、九九	一〇、九五	一一、九九	一一、九九	一一、九九
一九二三	八、九二	七、二五	八、三五	一一、五四	八、九二	一一、五四	一一、五四	一一、五四
一九二四	八、二〇	六、六六	七、七六	—	八、二〇	—	—	—

(註) 右は瓜哇並に臺灣とも全工場の平均生産費なり。瓜哇糖が産費は瓜哇糖輸出港倉入費までを含み、臺灣糖生産費は内地倉入費迄を含むものなるが故に兩者を比較する爲には瓜哇糖生産費に日本輸出諸掛一圓十錢を加算せり。

此對照表の示すが如く、瓜哇糖と臺灣分蜜生産費との懸隔は改正反對論者の主張するが如く、著しきものには非ずして、臺灣に於ける一流の數會社の如きは瓜哇と殆んど大差なき有様なり。而も彼我の生産費差額が實に關稅保護參閱拾錢程度の維持を必要とするは右の數字に依りて之を明にすると

ころにして、曩の砂糖關稅定率法改正案に其主張を存する所以なり。近年上記臺灣の全工場平均生産費が割合に高みたるは、生産額比較的小額にて其の生産費甚しく不廉なる一部が介在するに由るものにして、早晚内地米の侵入又は其の他の事情により、夫等の上に自然淘汰行はるべしとせば、臺灣糖の全平均生産費は今日より低下すべく、従つて參閱拾錢程度の保護を持続するときは遠からずして外糖との競争一層容易となることは見易きの所なりとす。然るに現行稅率を以てするも尙我國糖業の危殆に瀕す可きは識者を俟たずして明かなりと稱し、私かに關稅率引上を策するが如きは、物價を引上げ國內消費者の利益を犠牲に供するものにして斷じて認容せらる可きものに非ず。

第四、臺灣糖業に今日以上の保護は意義なし

改正反對論者は我國砂糖の自産自給を以て現行砂糖關稅定率法の目的なりとし、臺灣に於ける内地種米の脅威を擧げて砂糖關稅改正反對理由の一部とするのみならず、却て關稅率引上げを要望するが如きに似たるも、斯の内地種米の脅威は關稅の保護を俟つて緩和す可きものに非ず、各自の考究を以つて解決す可き性質の物と信ず。從來臺灣には内地種米を産することなかりしが、近年に到り總督府の獎勵により其植付増加し遂に甘蔗の對抗作物として最も注目せらるゝ處となりたるものにして、之が爲

甘蔗園は漸時其の面積を狭めらるゝ虞あるが如きも、畢竟其脅威を受くるは臺灣の全蔗園中極めて小部の地域に過ぎずして全般に亘る問題に非ざるなり。

而して我國が蘭領印度に於けるが如く、稻園と、蔗園とを國家の力にて分割するならばいざ知らず、米作か甘蔗作か之を撰ぶは農民の自由に任せる今日、米作の對抗地に於て甘蔗栽培を試むる事は高率の關稅引上げを斷行するに非ざれば到底所期の目的を達すること能はざるべし。如此保護の効果を充分に擧げ難き小地域の爲めに關稅を引上げんか、之によりて米作の脅威を蒙らざる地域に存在する多數の糖業者には必要以上の保護を與ふる事となれども、之を轉嫁せらるゝ一般消費者の不利益は忍ぶ可きに非ざる可し。

而も臺灣に於ける甘蔗植付面積は今後餘り増加するの見込なく、たゞ農事改良はより收穫率と甘蔗保留とを増加して多少の増産を期待し得るも、これのみを以てしては其程度に限りありて到底年々増加する砂糖消費に對應すべくもあらず。今日已に我國砂糖自産自給の空想たる事は自ら明白なるに非ずや。如此行詰れる臺灣糖業に關稅保護の程度を増加するが如きは全く意義をなざるところなりとす。

第五、臺灣分蜜糖と中双とは同様なるものなり

今日に於ては分蜜糖は二種三種四種糖を包含せる一品種の砂糖なるを以て、其生産費には二種三種四種と何等の變りなく、又商品として之に特種の操作を加へざる限り、一番糖と名付くる一個の銘柄なるを以て、其値段は二種三種四種と差別すること能はず、従つて三種四種の税率を現行二種糖税率參圓拾錢附近に改正するも、臺灣分蜜糖保護の程度には何等變動あること無し。然るに改正反對論者は臺灣分蜜糖の着色操作は多年苦心の下に成功したるものなりと唱へ、或は臺灣分蜜糖が從來獲得したる實益を無視して此制度を復すならば相當の補償を得ざる可からずと稱するも、こは事の眞想を傳へざるの甚しきものなり。

今日我臺灣に於ける製糖技術は甚だ進歩發達し、其の製造する分蜜糖が海外製品より優良なることは、市場に於ける外糖と臺灣分蜜との値關が之を實證するところなり。更に證言すれば今日臺灣各製糖工場に於ては自然に色相の宜しきもの即ち中双同等品又は其以上の製品を製造なし居れども、若し之を其儘市場に出すときは、消費税が三種乃至四種程度に賦課せらるべきを以て、殊更に着色操作を用ひ、其色相を低下して二種糖と同様の色相となし、以て五種糖(精糖)と二種糖との消費税の差(關稅には關係なし)四圓を利用し、粗糖の直接消費たるを得易からしむるものなり。而も臺灣製糖技術進行せる結果、其の着色操作甚だ巧妙にして其製品は外糖より壹圓五拾錢内外の格高を生ずるに到れ

り。假令關稅を改正して中双を輸入するも現行消費稅法を其の儘とする時は、臺灣糖業者は依然として着色第二種糖の製造供給を爲し、以て從來通り其の實益を享受し得べき點に於ては何等變りある事なし。

又假りに現行消費稅法を改正したる曉、中双に對抗する爲め三、四種糖を製造する必要ありとするも、論者の云ふが如く工程に何等の變化を來す事なく、單に着色操作のみを省かば足るものにして現在の設備に何等改變を加ふる要なし。殊に臺灣の製糖技術を以てすれば其製品は實物検査に依りて證せらるゝ通り、寧に彼に比して優越せるものにして、無着色臺灣分蜜糖の中双に於けるは猶今日着色臺灣分蜜糖の着色黄双に於けるが如く、其値段に於ても相當の差格を保つ可しとは己に技術者間に於て疑なき見解に非ずや。之をば相當の補償を得るに非ざれば製造し得る能はずと云ふが如きは事實を經ぶるの甚だしきものと云ふ可し。

人或は如此自明の事情を殊更に察すべしとなし、關稅を引上げて他日改正せらるべき消費稅の引下げにより之を償ふ可しと云ふが如きは何の意たるを知らず。關稅を増して消費稅を減じ、其額同一なるときは擔稅者には目前の苦痛を與へざる如きも、課稅數量の相違によりて國庫の收入を激減せしむべきが故に、結局國民負擔の間接的增加は免れざるところなり。要之紊りに情を汲みて砂糖關稅の引上

けを策するが如きは國民に無用の負擔を強ひんとするものに非ずして何ぞ。

第六、關稅改正は臺灣糖業に影響する事なし

關稅改正反對論者が關稅改正の結果中双が自由に輸出せらるゝに到らば投機市場を擴大し我國精粗兩糖業に多大の惡影響を齎らしむ可しと説くは眞に杞人の憂たるに過ぎざるのみ。今其最も憂慮せる中双が臺灣分蜜糖の領域を犯すや否やの點を考察すれば凡そ次の如し。問題を便宜上(イ)中双が直接消費糖となる場合(ロ)中双が精糖原料となる場合に分つて論ずるに

イ、先づ中双が直接消費糖として使用せらるゝ事なく、從て臺灣粗糖に影響を及ぼさざる其根本理由は消費税の上に存す。即ち中双は一品種なるも消費税法に依つて或は三種七圓、或は四種八圓と區別して課税せらる。其課税金額不定なるを以て保稅相場(消費税を含まざる相場)にて市中取引の目的とはならざる可し。保稅相場にて取引の目的物とならざる事は纏りたる數量の取引不可能を意味するものなり。假りに商慣習を度外視して中双が精糖の如く税込値段にて相場建てられ、直接消費糖となり得る事ありとするも、臺灣分蜜糖は現行消費税法が改正せられざる限り、依然として着色を爲し利益を收むるを可とすべきを以て、消費税法上中双との間に

左の如き段階を生ず。

銘	柄	品質の標準	色相の實際	消費税
黃	双	糖度九十七度	平均十四號	五圓
臺灣分蜜糖	同	九十八度	同十五號	五圓
中	双	同九十八度	同十八號	七圓又は八圓

即ち中双は分蜜に比し消費税に於て二圓乃至三圓の高率にあり。其上三圓十錢(改正豫想率)の關稅保護を受く可きを以て、假りに中双が臺灣分蜜糖に對して格差を免るゝとするも、其値段は税金のみにしても一擔に付五圓十錢乃至六圓十錢方の上稍にあるべし。品質同一にして單に色相に輕微なる差ありと云ふ理由のみによりて中双が臺灣分蜜より五圓十錢又は六圓十錢も高價なりと云ふ事は、市場上あり得べからざる事なり。此の點に於て中双は臺灣分蜜糖と直接消費の上、競争し得ざる事は實に明白なりと云ふ可し。

ロ、中双が精糖原料として臺灣分蜜糖の領域を犯さざる理由は凡次の如し
現在臺灣分蜜糖は直接消費糖として輸入黃双との間に格差を有すれども、若し之を精糖原料とすれば其格差は益する事無く殆ど黃双と同一の價值にて消費せらるゝ結果となる。故に純粗糖

會社の製品は悉く直接消費糖として處分せられ臺灣分蜜糖中原料として使用せらるゝものは皆精粗兼營會社の臺灣工場製品のみなりとす。今日精粗兼營會社が之等の實益を無視して分蜜糖を原料に使用する所以のものは、一にかゝつてより大なる間接的利益を失ふ事を虞るゝが爲めなり。即精糖會社が自家經營の分蜜粗糖をば有利なる直接消費糖となさず不利益を忍びて原料糖となし、外糖の輸入を制限するは、砂糖の需給調節を計りて分蜜市場の安定を保ち、惹いて精糖値段を支持せんとする自己擁護に外ならず。故に黄双に代りて中双が輸入せらるゝに至りても其事情には何等變りなく、依然分蜜糖は原料として使用せらるべきが故に中双は現在臺灣分蜜原料糖の數字上の領域を犯す如き事なし。要するに中双が輸入原料たるも黄双が輸入原料たるも臺灣分蜜粗糖の立場は全く同一なり。

如此中双が（イ）（ロ）の理由により直接消費として又原料としても臺灣分蜜の領域を犯すことなきを以て、關稅改正反對論者の云ふが如く、關稅改正により今日に比して一層外糖の輸入増加を爲すことなきは勿論、投機を助長するが如きことも亦あらざるべし。蓋し砂糖の相場の常に精糖と分蜜糖とを共通に支配するものなるを以て、中双の輸入可能となるも、精糖會社が營利會社なる以上、輸入量を増加して内地砂糖相場悪化の因を作る如き事無く、従つて輸入原料の増加に依り臺灣糖業を脅か

す事なし。寧ろ中双は内地に於て原料となるの外直接消費糖と爲し難き事情の爲め從來貿易會社等が黄双の思惑輸入を試みしものも中双輸入の曉には影を絶ち却て外糖の投機的輸入額は減退するならんと想像せらるゝ何となれば今日の黄双は原料にも亦格差付にて消費糖にも振向けらるゝが中双は原料適品たるのみにて商人の輸入思惑に適せざるが故なり。

第七、我國砂糖需要の趨勢は粗糖に非ずして精糖なり

改正反對論者が我國は産糖國なるが故に中双使用の途は之を講ずるの要なしと主張するが如きは精糖原料の改善を阻止せんとするものにして、我國に於ける精製糖業の現状を省みざるの甚しきものと云ふべし。蓋し我國砂糖の需給關係に就て之を觀れば臺灣産糖のみをしては到底國內の砂糖消費量を充たすこと能はず。我國が産糖國たると共に又砂糖輸入國たるを免れざる事は實に否み難き事實なり。故に此點に於て其の主張の前提は明に覆さるゝものにして次表は之を證するに足るべし。

内地砂糖消費高と臺灣産糖額

年

度

内地砂糖消費高

臺灣産糖額

107

大正五年	五、三七〇、〇〇〇擔	五、三五一、〇〇〇擔
同 六年	五、八七三、〇〇〇	七、六三四、〇〇〇
同 七年	七、三七五、〇〇〇	五、七五五、〇〇〇
同 八年	八、一四六、〇〇〇	四、八六三、〇〇〇
同 九年	六、七二二、〇〇〇	三、七二〇、〇〇〇
同 一〇年	一〇、一九九、〇〇〇	四、二一〇、〇〇〇
同 一一年	一一、二八〇、〇〇〇	五、八七七、〇〇〇
同 一二年	一〇、五六二、〇〇〇	五、九二三、〇〇〇
同 一三年	一一、一六二、〇〇〇	七、五三六、〇〇〇
同 一四年	—	七、九九二、〇〇〇

右の数字が示す如く、初め動もすれば自産自給の實を擧げんとせし臺灣産糖も今日に在りては國內砂糖消費量の三分の二に過ぎず。而も過去十年に於ける消費全額が二十一割の増加率を示すに對し、臺灣産糖は僅に其十五割のみ。今後我國が臺灣糖業のみに頼つて立つ能はざることは容易に之を首肯せらるゝところならずや。

而して此年々増加して休まらざる我國砂糖消費の内容を詳にすれば次表に現はれたる如く、精糖は實に

内地分蜜精糖消費高 (單位擔)

年次	水糖及白糖	増加率 百分率	精糖及白糖	増加率 百分率	分蜜粗糖	増加率 百分率	蜜物	増加率 百分率	合計	増加率 百分率
大正										
4	32,982	100	1,256,123	100	1,365,889	100	2,049,963	100	4,704,965	100
5	42,737	130	1,602,124	128	1,411,852	103	2,313,337	113	5,370,050	114
6	52,408	159	1,545,495	123	1,540,379	113	2,740,245	134	5,878,907	125
7	76,286	231	2,437,117	194	2,040,293	149	2,821,067	138	7,375,663	157
8	79,529	241	2,867,598	228	2,534,171	186	2,664,886	130	8,146,184	175
9	84,644	257	2,837,292	226	2,172,489	159	1,627,883	79	6,722,398	143
10	108,098	328	4,632,228	369	3,003,831	220	2,455,178	120	10,199,332	219
11	122,792	372	5,307,042	422	3,578,376	262	2,272,507	111	11,280,717	240
12	108,495	329	5,087,593	405	3,361,532	246	2,004,638	68	10,562,258	224
13	145,740	442	5,497,230	438	3,823,110	285	1,896,220	94	11,162,300	237

其全部の半額以上を示し、能く我國に於ける精製糖業の地歩を明にせり。精糖が關稅三圓十錢消費稅九圓、百斤に付稅額實に十二圓十錢の大負擔を課せらるゝに反し、分蜜粗糖に僅に消費稅五圓のみの擔

税に過ぎず、更に之に加ふるに十分なる關稅の保護を蒙れり。兩糖に對する糖稅法規の偏頗如此に拘らず、駁々たる精糖消費増加の勢は遙かに粗糖の追隨を許さざるものに非ずや。此大勢を無視して徒らに精製糖業の物興を抑壓し其原料を改善せしめずして、中双使用の途を講ずるは我國内に適せずと云ふが如きは暴論も甚だしきものなり。

一一〇

第八、精粗兩糖競爭問題

關稅改正せらるゝに至れば我國粗糖工場は悉く五種糖工場に改造せられ、耕地白糖を製造す可きを以て耕地白糖と精糖との競争を惹起し、遂に兩者の存立をも脅かすに到る可しと説くものあり。されど今日品質上等なる耕地白糖乃至精糖を消費するは世界の大勢にして、分蜜糖を直接消費に使用するものは文明國中獨り我國あるのみ。我國が砂糖の如き國民の必需品を印度、南洋、アメリカンデアン、其他未開國同様の低位に置くことは現行關稅法の不備と消費稅法の甚だしき精粗兩糖差別稅率とに存す。かるが故に一先づ關稅の一部を改正し消費者をして安價に上等なる白糖を消費せしむることは社政政策の上より又國民保健の上より考慮するも甚だ緊要なる事項なりとす。又精粗兩糖の消費稅率一率となるの日あらば知らず、今日關稅のみの改正によりて臺灣の各粗糖工場

が直ちに耕地白糖工場に轉せざる可からずと云ふが如き事は事實に於てあり得べからずと觀測せらる。假令各工場が粗糖工場より白糖工場に轉換すとすも、爲に兩糖の競争を惹起して糖業の破滅を來すと云ふが如きは之を世界各地の糖業の沿革及現狀に照し一片の杞憂たるを免れず。之に依つて白糖を供給し得るに至らば我國糖業の一大進歩として喜ぶべき現象なりと稱する事を得べし。

結 論

以上各項に亘りて論せし如く、一部糖業者が關稅改正に反對する所以は、改正論の二種三種四種稅率を同一に統一し之に三圓十錢以上適當なる稅率を賦課せしむべき主張を目して、關稅の輕減乃至撤廢と做し、改正論の主張が關稅の保護繼續を前提となすものなる事を無視したる事に起因す。世人或は二種三種四種の稅率を同一率とし、之れに二種程度の稅率を賦課せしむべしとの主張を、直に以て三種四種の關稅率引下げの如く解するものあるは、現行法制定當時の如く糖業未だ發達せず分蜜粗糖と云へば二種糖に限られし十數年前の狀態と糖業の現狀とを同一視したるの謬見に基くものにして、製糖技術進歩し自然的に何等特別操作を施さずして十二號以上廿一號未滿の製品を製出する今日に於ては決して關稅の保護引下となるものに非ず。故に製造上同一品種にして商取引に於ても一個の銘柄

一一一

なる分蜜粗糖に對し、税率を三様に區別するが如き現行法に改正を加ふれば、不自然なる着色操作を無用ならしめ、費用を節約し生産費を安價ならしむるの實効あるのみにして、臺灣分蜜糖に何等惡影響を來すべきものにあらす。

一一二

今日臺灣に生産せらるる砂糖八百萬擔の内耕地白糖百十萬擔、精糖原料二百三十萬擔、残り四百六十萬擔は直接消費糖と稱せらるるも、其の内には二、三番糖（一種糖）五十萬擔、三温（二種糖）五十萬擔、臺灣島内消費二十萬擔を含むを以て實際上の内地直接消費分蜜糖は僅に三百四十萬擔に過ぎず。然るに精糖は内地消費額五百萬擔、輸出二百五十萬擔、合計七百五十萬擔の巨額に達す、假りに百歩を譲つて關稅改正反對論の主張を全部認容するとせんか一は三百四十萬擔にして他は七百五十萬擔の問題なり。問題の輕重自ら明白なりと云ふべし。要之關稅改正反對論者は自給自足に名を藉り内地消費者の犠牲の上に臺灣糖業の安固を圖らんとする事に對し、改正案は從來海外に支拂へる犠牲を免除し内地消費者の負擔を輕減し併せて對外拂の節約を行ひ國民經濟の振興を計らんとするものにならず。今や内にあつては社會政策の實施を叫び、外に對しては健實なる産業政策に依つて國力の伸張を圖らんとする今日、斯の如き砂糖關稅の改正は最も時勢に適應するを信じて疑はず。

附 錄

瓜哇糖と臺灣分蜜糖との格差に就て

右格差は一圓五十錢或は二圓と稱せらるれども事實は確定的のものに非ず。瓜哇黄双と臺灣分蜜との相場の差額は次表のく變動常なし。之によれば所謂格差はマイナスの場合少からず。之をしも臺灣糖業者は臺灣分蜜糖の外糖に對する實益なりと云ふ。かゝる不定の格差を關稅改正に際して考慮せよと主張し、税率引上げを策する。如きは不可なり。何となればこの格差が税率に汲まれて現はるゝに到ればそれだけ確定的となり。消費者の負擔は決定的に増加するに到るが故なり、現んや臺灣無着色分蜜糖は瓜哇中双に對しても必然的に相當の格高を呈すべきに於てをや。

精糖の値段に就て

之を次表に就いて觀るが如く精糖と分蜜粗糖との値段は其間格別の相違あるなし。精糖が分蜜粗糖より高値にて消費者に使用せらるるは消費稅々率に於て一方は九圓一方は五圓と、四圓の大差別を設け

一一三

最近貳ヶ年間内地精糖分蜜相場比較表

(大阪市場)

年月	精税分蜜		精糖標準物		消費税減兩糖量高値比較			消費税減兩糖量低値比較		
	最高	最低	最高	最低	分蜜	精糖	差額	分蜜	精糖	差額
12 10	24.25	22.65	29.20	27.40	19.25	20.20	.95	17.65	18.40	-.75
11	22.40	20.65	29.40	27.90	17.40	20.40	3.00	15.65	18.90	3.25
12	23.45	21.90	28.05	27.10	18.45	19.05	.60	16.90	18.10	1.20
13 1	22.10	21.40	28.55	27.50	17.10	19.55	2.45	16.40	18.50	2.10
2	24.20	22.40	29.30	28.30	19.20	20.30	1.10	17.40	19.30	1.90
3	22.35	20.30	28.40	25.80	17.35	19.40	2.05	15.30	16.80	1.50
4	21.90	19.70	26.75	28.10	16.90	17.75	-.85	14.70	16.10	1.40
5	21.70	20.10	26.45	25.70	16.70	17.45	.75	15.10	16.70	1.60
6	20.90	19.95	26.50	25.55	15.90	17.50	1.60	14.95	16.55	1.60
7	21.25	20.30	26.75	25.50	16.25	17.75	1.50	15.30	16.50	1.20
8	22.20	21.55	27.80	26.75	17.20	18.80	1.60	16.55	17.75	1.20
9	23.10	22.00	28.50	27.50	18.10	19.50	1.40	17.00	18.50	1.50
10	24.90	23.15	28.60	28.10	19.90	19.60	-.30	18.15	19.10	-.95
11	23.40	20.50	28.45	26.55	18.40	19.45	1.05	15.50	17.55	2.05
12	24.00	21.20	27.10	26.50	19.00	18.10	-.90	16.20	17.50	1.30
14 1	21.60	20.40	26.40	25.75	16.60	17.40	.80	15.40	16.75	1.35
2	20.40	19.65	25.80	25.50	15.40	16.80	1.40	14.65	16.50	1.85
3	20.00	18.80	25.70	24.70	15.00	16.70	1.70	13.80	15.70	1.90
4	19.60	18.55	24.75	23.80	14.60	15.75	1.15	13.55	14.80	1.25
5	18.80	18.20	24.00	23.50	13.80	15.00	1.20	13.20	14.50	1.30
6	22.00	18.60	25.30	23.95	15.00	16.30	1.30	13.60	14.95	1.35
7	20.80	20.00	25.70	24.45	15.80	16.70	.90	15.00	15.45	-.45
8	20.50	19.95	24.50	24.20	15.50	15.50	—	14.95	15.30	-.25
9	20.60	19.35	24.70	24.15	15.60	16.70	1.10	14.35	15.15	.70

らるゝに由る。文明國中、獨り日本のみが分蜜粗糖を直接消費糖と爲すは如此税法に基く。關稅改正に於て精糖原料の稅率を引上ぐるが如きことあればそれだけ精糖値段を引上ぐるものにして、最近砂糖消費者の要求が粗糖を離れて精糖に移れる事實に照して消費者を無視するものとなる。糖業の大局よりすれば砂糖關稅に於ても消費稅に於ても我國民をして各國と同様に精糖を使用せしむるの道を講ずるの要あらべし。

我國市場ニ於ケル分蜜ト黄双トノ値開表

1. 黄双相場ハ瓜哇ニ於ケル貨物相場ヲトシ、關稅・爲替運賃保種料諸掛ヲ算入ス
 2. 分蜜ハ東京市場ノ期近物相場

年次	保稅分蜜	黄双内地 倉渡價	差額	備考	
大正10.	1	21.10	19.25	1.85	運賃 80錢 爲替 f. 12.5
	2	20.40	19.25	1.15	
	3	19.00	19.25	-0.25	
	4	17.00	19.25	-2.25	
	5	14.10	16.45	-2.35	
	6	13.60	12.85	0.75	
	7	14.70	12.65	2.05	
	8	14.80	13.75	1.05	
	9	14.20	13.15	1.05	
	10	14.70	12.95	1.75	
	11	15.50	13.35	2.15	
	12	14.50	13.45	1.05	
大正11.	1	14.35	17.05	-2.70	運賃 50錢
	2	14.50	16.65	-2.15	
	3	14.15	15.05	-0.90	
	4	12.90	12.05	0.85	
	5	13.10	12.05	1.05	
	6	14.90	12.25	2.65	
	7	15.60	12.61	2.99	
	8	14.60	14.50	0.10	
	9	13.60	14.15	-0.55	
	10	13.50	13.40	0.10	
	11	13.80	13.85	-0.05	
	12	13.90	13.65	0.25	
大正12.	1	14.05	13.65	0.40	
	2	14.60	16.25	-1.65	
	3	17.30	18.65	-1.35	
	4	20.00	16.25	3.75	
	5	21.50	16.65	4.85	
	6	19.40	19.45	-0.05	
	7	20.70	17.85	2.85	
	8	20.00	15.05	4.95	
	9	—	16.25	—	
	10	20.70	15.45	5.25	
	11	17.25	16.89	0.36	
	12	17.95	20.25	-2.30	
大正13.	1	16.90	19.25	-2.35	爲替 f. 110錢
	2	18.30	20.05	-1.75	
	3	15.55	18.65	-3.10	
	4	15.50	18.80	-3.30	
	5	15.55	17.99	-2.44	
	6	15.60	15.95	-0.30	
	7	15.80	16.41	-0.61	
	8	17.40	18.04	-0.64	
	9	17.75	18.68	-0.93	
	10	18.60	17.78	0.82	
	11	15.50	13.50	2.00	
	12	15.25	13.50	1.75	
大正14.	1	15.40	13.50	1.90	
	2	14.95	13.50	1.45	
	3	14.45	13.50	0.95	
	4	13.90	13.60	0.30	
	5	13.40	12.60	0.80	
	6	14.10	12.92	1.18	
	7	15.10	12.62	2.48	